

ともに力をあわせて、自分たちのまちをつくる

草加市障がい者計画

草加市障がい福祉計画

(素案)

草 加 市

もく じ 目 次

だい へん だいにじそうかししょう しゃけいかく 第1編 第二次草加市障がい者計画

第1章 計画概要	3
第1 計画策定の目的	3
第2 計画の位置付けと期間	4
2-1 計画の位置付け	4
2-2 計画の期間	5
第3 計画の対象者	6
第4 計画の策定体制	7
4-1 障がい者・事業者アンケート調査による障がい者・関係者意向の把握	7
4-2 策定委員会による協議	8
第5 法制度の動向	9
5-1 障害者基本法	9
5-2 障害者自立支援法	10
5-3 その他の法令	11
第6 障がい者施策と介護保険制度との関係	12
第2章 市の障がいのある人(児)をとりまく現状	13
第1 市総人口の推移及び将来推計	13
第2 障がいのある人(児)の概況	14
1-1 身体障がいのある人(児)	14
1-2 知的障がいのある人(児)	16
1-3 精神障がいのある人(児)	17
第3 障がいのある人(児)の人数の将来推計	18
第3章 計画の基本的方向	20
第1 基本理念・基本目標	20
1-1 草加市のまちづくりの方向性	20
1-2 前計画における基本理念	20
1-3 本計画の基本理念・基本目標	21
第2 施策の体系	22
第4章 分野別施策の展開	23
第1 市民の福祉意識を高める[啓発・広報]	23

1-1	啓発・広報活動の推進	24
1-2	福祉教育の推進	26
1-3	ボランティア活動の活性化	27
第2	生活の質を維持・増強する[生活支援]	29
2-1	日常生活への支援の充実	31
2-2	日中活動への支援の充実	34
2-3	居住の場への支援の充実	35
2-4	相談体制の充実	37
2-5	権利擁護の推進	39
第3	情報・コミュニケーションを支援する[生活支援]	40
3-1	情報提供の充実	41
3-2	円滑なコミュニケーションの支援	42
第4	安全で快適な生活空間を確保する[生活環境]	43
4-1	障がいのある人にやさしい公共空間の確保	44
4-2	移動手段の確保	45
4-3	住宅環境の整備	46
第5	防犯・防災体制を強化する[生活環境]	47
5-1	防犯・防災体制の確保	48
第6	子どもの力を伸ばす[教育・育成]	49
6-1	就学前保育・教育、放課後対策の充実	50
6-2	学校教育の充実	52
第7	いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業]	53
7-1	就労支援体制の構築	55
7-2	一般就労の促進	57
7-3	行政自身の障がい者雇用対策の強化	58
7-4	福祉的就労の促進	59
第8	健康を維持・増進・回復する[保健・医療]	60
8-1	乳幼児期の適切な保健・療育の確保	60
8-2	心と体の健康づくりの推進	62
8-3	地域医療・地域リハビリテーションの充実促進	64
第9	参画できる仕組みをつくる[スポーツ・文化・まちづくり]	65
9-1	スポーツ・文化活動の推進	66
9-2	関係団体などの連携	67
9-3	まちづくり活動への参画の推進	68
第5章	計画推進への取り組み	69

だい へん だいにきそうかししょう ふくしけいかく
第2編 第2期草加市障がい福祉計画

第1章 計画策定にあたって	73
1 計画の位置付け	73
2 計画の期間	74
3 計画の対象者	74
4 法制度の動向	75
（1）障害者自立支援法の施行前の動向	75
（2）障害者自立支援法の導入	77
（3）障害者自立支援法施行後の国・県の動向	80
（4）障害者自立支援法施行後の本市の状況	81
第2章 障がいのある人(児)をめぐる現況	84
1 障がい者(児)数の状況	84
（1）身体障がい者手帳所持者数	84
（2）療育手帳所持者(児)数	87
（3）精神障がい者保健福祉手帳所持者数	89
（4）障がい程度区分認定者数の状況と今後の見通し	90
第3章 計画の基本方針	92
1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重	92
2 地域生活移行や就労支援などの課題への対応	92
第4章 地域生活、一般就労への移行の目標値	93
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	93
2 退院可能精神障がい者の地域生活への移行	95
3 福祉施設利用者の一般就労への移行	96
第5章 サービス量の見込みと確保策	97
1 障がい福祉サービスの事業体系	97
2 障がい福祉サービスの施策体系	98
3 在宅生活への支援	99

4	日中活動への支援	103
5	居住の場への支援	112
6	相談支援	115
7	自立支援医療及び補装具	116
8	地域生活支援事業	117

だい へん だ い に じ そ う か し し ょ う しゃ け い か く
第1編 第2次草加市障がい者計画



だいしょうけいかくがいよう 第1章 計画概要

だい けいかくさくてい もくてき ■第1 計画策定の目的

障がいのある人もない人も、年齢、性別にかかわらず、すべての市民が、ともに住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちの実現は市民みんなの願いです。

本市では、平成11年に草加市障がい者計画を策定し、ノーマライゼーション社会の実現に向けて障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく草加市障がい福祉計画を策定し、生活の場面場面で必要とされる様々なサービスや支援、事業の提供体制の確保とコーディネートによって、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりに努めてきました。

しかし、生活の多様化や障がいの重度化、重複化といった変化や、より一層地域での自立生活を支援するためには、国・県、そして本市の障がい者施策は、まだまだ、十分対応したものになっているとは言えません。

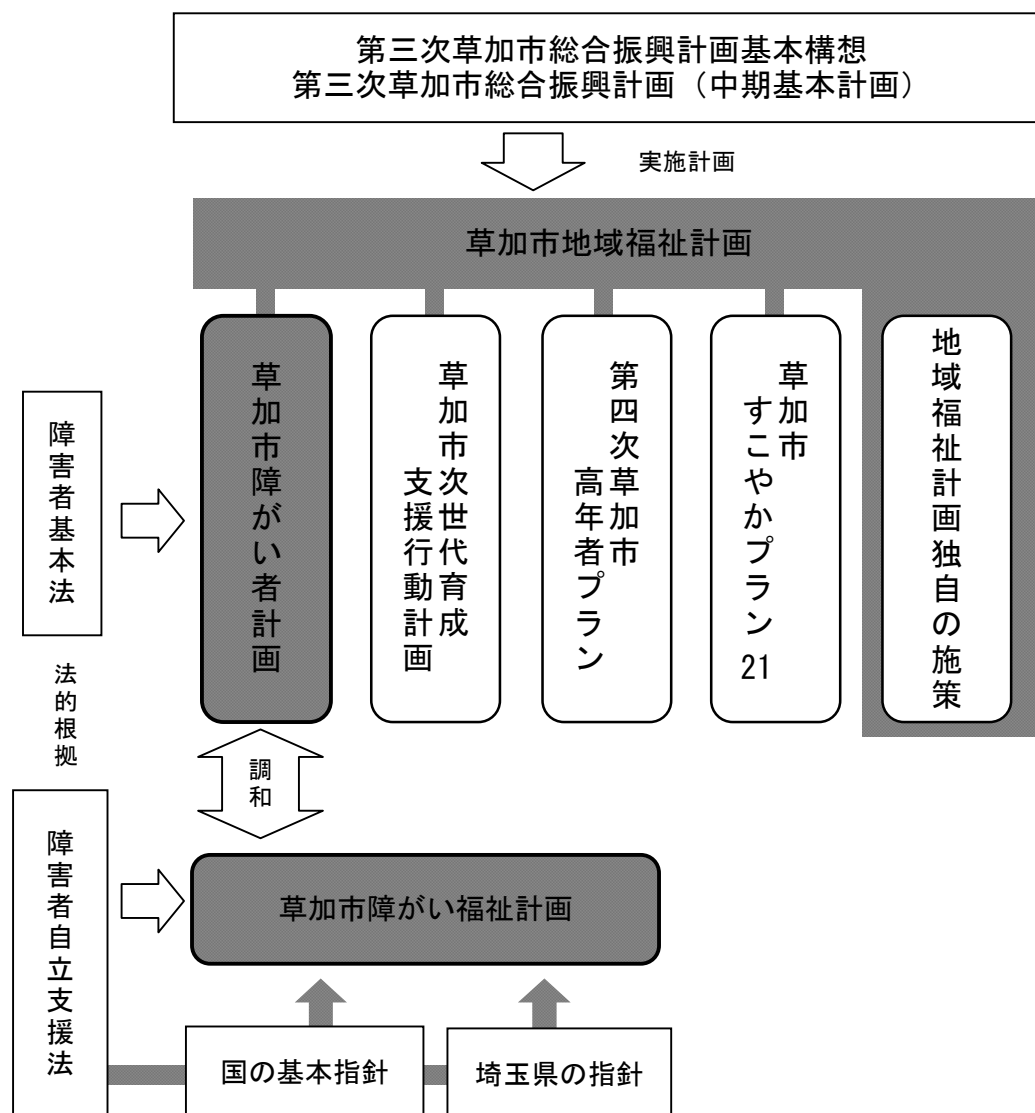
こうした状況を踏まえ、本市におけるこれまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、ニーズの多様化や法制度改正の動向などに迅速・的確に対応しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを実現するための基本的方向を明らかにするために、本計画を策定するものです。

■第2 計画の位置付けと期間

2-1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、平成21～29年度における本市の障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めるものです。障害者自立支援法第88条に基づく草加市障がい福祉計画（第2期：平成21～23年度、第3期：平成24～26年度、第4期：平成27～29年度）は、本計画の関連部分との整合を図りながら策定します。

なお、本計画は、本市の最上位計画である「第三次草加市総合振興計画基本構想」の分野別計画として位置付けられるとともに、上位・関連計画として、内閣府の「障害者基本計画」や「重点施策実施5か年計画」、埼玉県の「埼玉県障害者支援計画」などとの整合を図りながら策定しています。



2-2 けいかく きかん
計画の期間

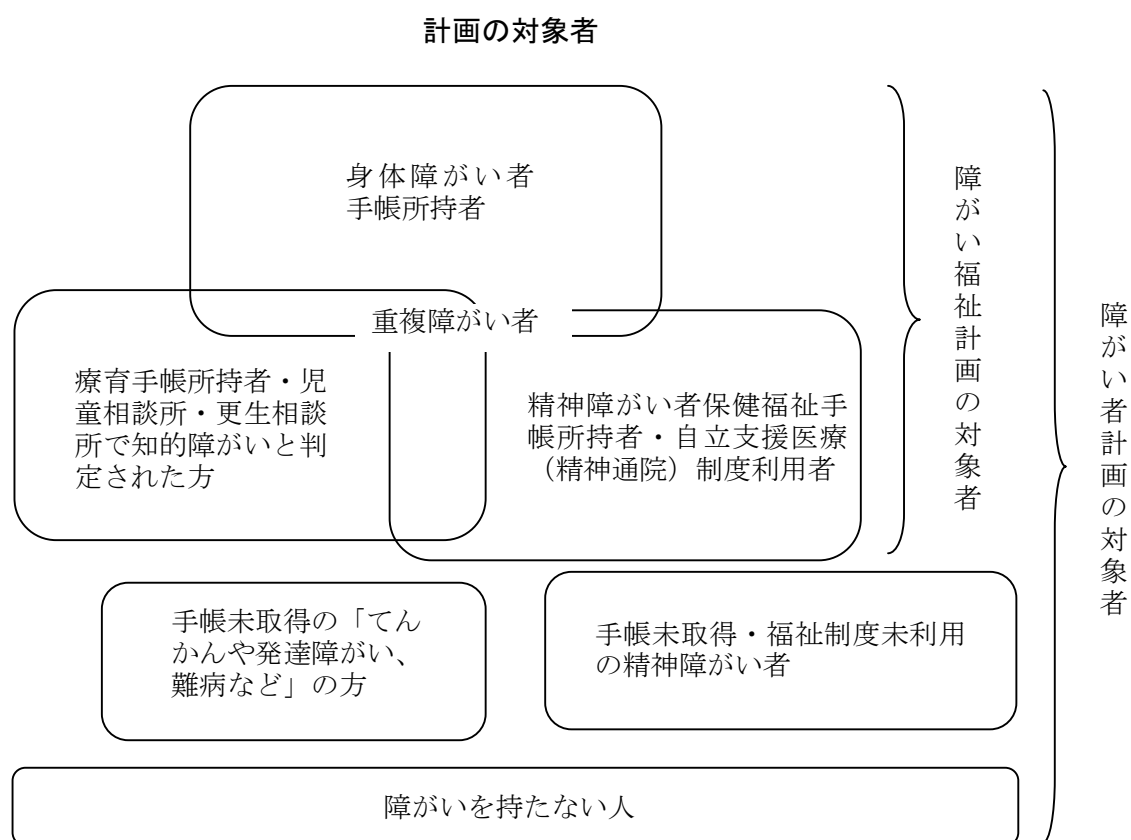
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第三次草加市総合振興計画基本構想							第四次草加市 総合振興計画 基本構想	
第二次草加市障がい者計画								
【第 2 期】 草加市障がい福祉計画			【第 3 期】 草加市障がい福祉計画			【第 4 期】 草加市障がい福祉計画		

だい 第3 けいかく 計画の たいしょうしゃ 対象者

「障がい者基本計画」は、障がいのある人だけでなく、すべての市民を対象とした、すべての市民のための計画です。

「障がい者」という言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされていますが、障害者基本法は、平成5年の制定時に国会の附帯決議で、「てんかんや発達障害、難病などに起因する障害のある者」も対象とすることが明示されており、これらの方も「障がい者計画」の「障がい者」とします。

一方、「障がい福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方を対象とします。「身体障がい者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「療育手帳を持っていないものの児童相談所・更生相談所で知的障がいと判定された方」、「精神障がい者保健福祉手帳所持者」、「精神障がい者保健福祉手帳を持っていない自立支援医療（精神通院）サービス利用者」が該当します。



だい 第4 けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

しょう 障がい者・事業者アンケート調査による しょう 障がい者・関係者意向の把握

「草加市障がい者計画」、「草加市障がい福祉計画」を策定するに当たり、障がいのある人、障がいのある児童の保護者、サービス提供事業者及び市内企業・事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

○調査の対象範囲と回収率など

- 1) 障がいのある人……………身体・知的・精神障がいのある人 2,042 人
- 2) 障がいのある児童の保護者……………292人
- 3) サービス提供事業者…70 社
- 4) 市内企業・事業所……………700 社

○調査期間及び調査方法

調査期間……………平成 19 年 11 月～平成 19 年 12 月

調査方法……………郵送により配布・郵送により回収

	配布数	回収状況	
		回収数	回収率
身体・知的・精神障がいの ある人	2,042	1,098	53.8%
障がいのある児童の保護 者	292	123	42.1%
サービス提供事業者	70	52	74.3%
企業・事業所	700	223	31.9%
計	3,104	1,496	48.2%

4-2 さくていいんかい 策定委員会によるきょうぎ 協議

計画の策定にあたっては市内の運営団体や学識経験者などで構成される「草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画策定委員会」及び庁内の職員で組織される「草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画検討会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

だい 第5 ほうせいど どうこう
法制度の動向

5-1 しょうがいしゃきほんほう
障害者基本法

障がいのある人への総合的な施策を法的に定めるものが「障害者基本法」です。障害者基本法は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」が平成5年に大幅に改正されてできたもので、障がいのある人の「自立と社会参加」の理念が打ち出されるとともに、精神障がいのある人が医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障がい者」としてはじめて位置付けられました。

また、平成16年にも一部改正され、国や地方公共団体の責務として「権利の擁護」、「差別の防止」、「障がい者の自立及び社会参加の支援」などが明記されました。

関連法の流れ

		昭和20 ～39年	昭和40 ～59年	昭和60～ 平成5年	平成6 ～15年	平成16 ～20年	備考
基本 法	① 心身障害者対策基本法		45年 →				
	② 障害者基本法			5年 →			①が発展
福祉 分野 の 個 別 法	③ 障害者自立支援法					18年 →	④⑤⑥⑦のサービス 給付部分が移行
	④ 身体障害者福祉法	24年 →					
	⑤ 知的障害者福祉法	35年 →					
	⑥ 児童福祉法	22年 →					
	⑦ 精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律	25年 →					
	⑧ 社会福祉事業法	26年 →					
	⑨ 社会福祉法				12年 →		⑧が発展。支援費制 度、契約制度の根拠
	⑩ 発達障害者支援法					17年 →	
	⑪ 学校教育法	22年 →					18年より特別支援教 育の規定を追加
主 な 個 別 法 の そ の 他	⑫ 障害者雇用促進法	35年 →					
	⑬ ハートビル法			6年 →			18年よりバリアフ リー新法
	⑭ バリアフリー新法					18年 →	

5-2 しょうがいしゃじりつしえんほう 障害者自立支援法

平成17年10月、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立しました。

これは、「障害者基本法」を上位法に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」といいます。）、「児童福祉法」という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を目指すものです。

サービス提供水準の地域格差、精神障がいのある人が対象外であったことなど、支援費制度の問題点の解消を目指してできたものですが、障がい程度区分による利用制限や、応益負担などのこれまでの経過を踏まえ、見直しが検討されています。

障害者基本法と障害者自立支援法の関係

障害者基本法 (障がいのある人の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (三障がい共通のサービス給付に関する事項を規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	児童福祉法
・身体障がい者の定義 ・福祉の措置など	・知的障がい者の定義 ・福祉の措置など	・精神障がい者の定義 ・措置入院など	・児童の定義 ・福祉の措置など

5-3 た ほうれい その他の法令

その他の法令の近年の動向は、次のとおりです。

平成16年には、広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある人とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月より施行されました。

平成17年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成18年度以降における「障害者法定雇用率」の算定対象として、精神障がい者保健福祉手帳を所持する精神障がいのある人も加えられることになりました。

平成18年には、「学校教育法」などが改正され、平成19年度よりそれまでの盲・聾・養護学校を「特別支援学校」として制度的に統合するとともに、小・中学校における特殊学級についても「特別支援学級」と呼称を改め、法律上で明確に位置付けられることになりました。

また同年には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、建築物や公共交通機関をはじめとする面的なバリアフリー化、生活環境の整備を進めることとなりました。

■ 第6 ^{だい} ^{しょう} ^{しゃしきく} ^{かいごほけんせいど} ^{かんけい} 障がい者施策と介護保険制度との関係

障がい者施策と介護保険制度は、共通するサービスが多くあります。共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がいのある人や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障がいのある人に対しては、介護保険制度が優先され、介護保険の被保険者とならないもの、障がい福祉サービス固有のもの、障がいのある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由によって、障がい者施策で実施されます。

第2章 市の障がいのある人(児)をとりまく現状

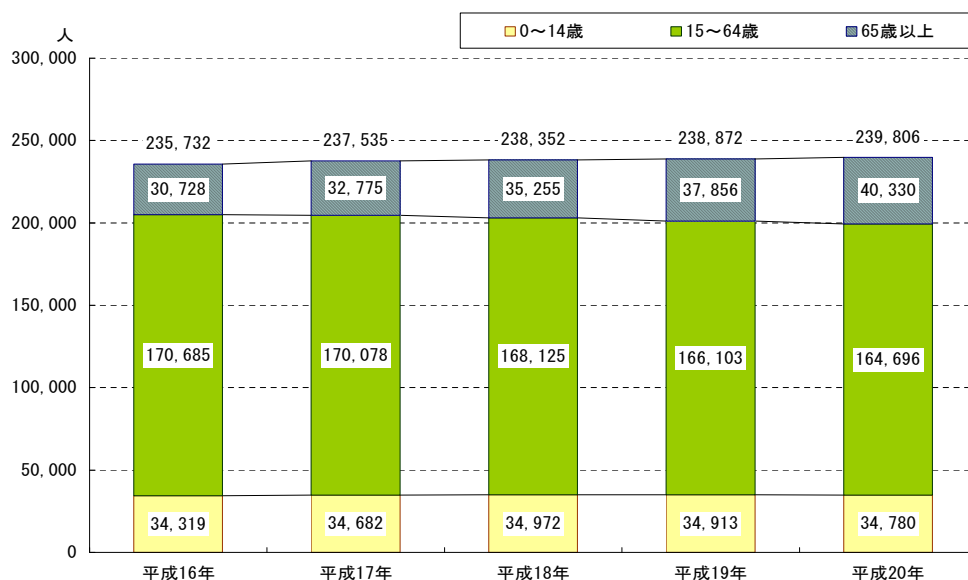
第1 市総人口の推移及び将来推計

平成16年から平成20年までの住民基本台帳を基にして、コーホート法により算出した人口推計をみると、平成20年239,806人である人口が平成30年には242,731人になると予測されます。

※コーホート法：各コーホートについて過去における実績人口の動向から変化率を求め、将来人口を推計する方法

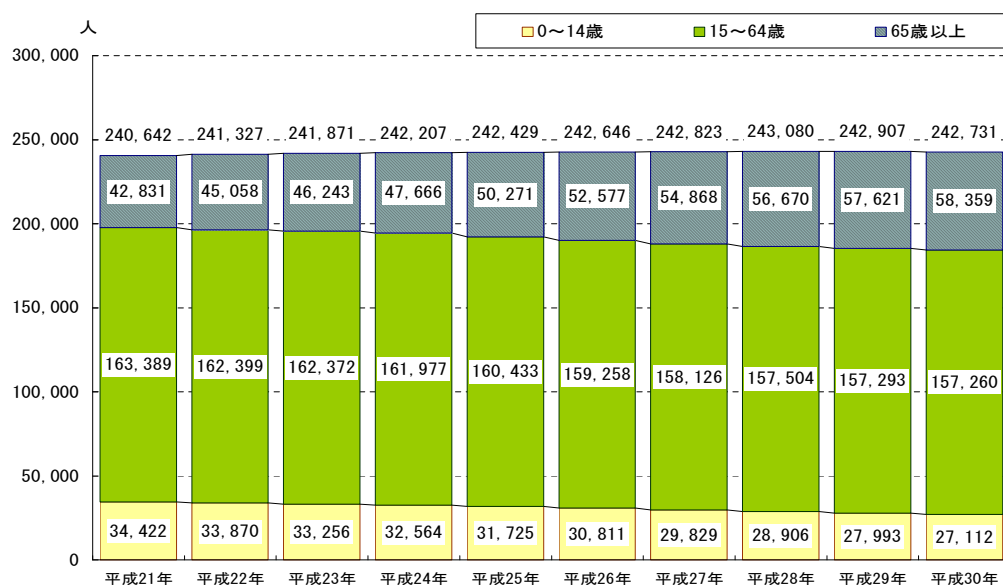
※コーホート：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団

人口の推移



（平成20年までは、住民基本台帳各年1月1日現在）

人口の推計

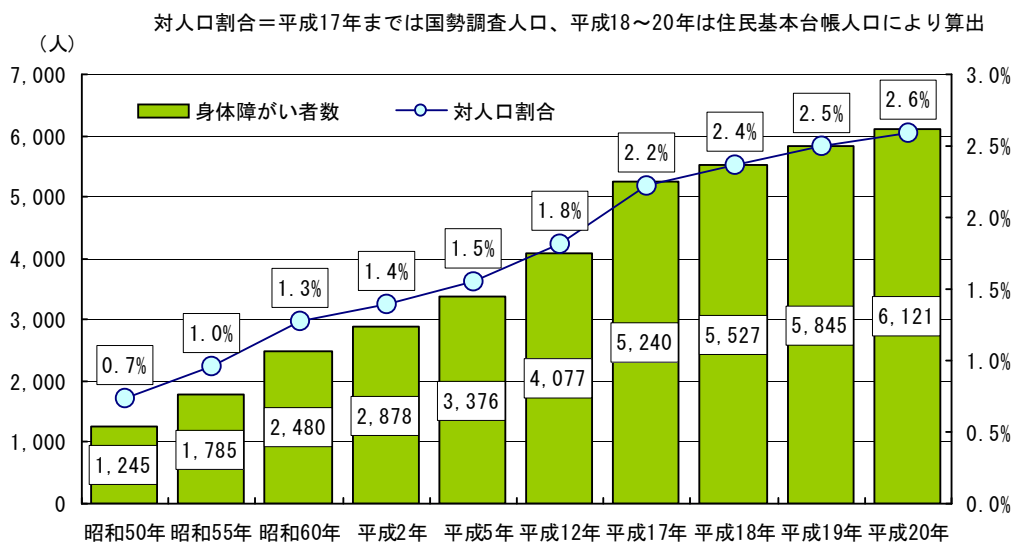


第2 障がいのある人（児）の概況

2-1 身体障がいのある人（児）

草加市の身体障がい者（児）数（身体障がい者手帳所持者数）は増加傾向にあり、平成20年には総人口の2.6%にあたる6,121人となっています。

身体障がい者手帳所持者数と対人口割合の推移



身体障がい者手帳所持者数

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
18歳未満	3	18	0	74	22	117
18～64歳	172	198	17	1,310	703	2,400
65歳以上	276	233	54	1,956	1,085	3,604
合計	451	449	71	3,340	1,810	6,121

（平成20年4月1日現在）

資料：障がい福祉課調べ

各年齢階層に占める身体障がい者手帳所持者割合

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人口 (a)	40,475	75,158	78,975	40,958	235,566
身体障がい者手帳所持者数 (b)	99	499	1,918	3,605	6,121
割合 (b ÷ a × 100)	0.24%	0.66%	2.43%	8.80%	2.60%

（人口、身体障がい者手帳所持者数はいずれも平成20年4月1日現在）

資料：障がい福祉課調べ

障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

(人)

区分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
昭和55年	250 14.0%	276 15.5%	15 0.8%	1,133 63.5%	111 6.2%	1,785 100.0%
平成2年	304 10.6%	323 11.2%	24 0.8%	1,711 59.5%	516 17.9%	2,878 100.0%
平成7年	330 9.8%	309 9.2%	46 1.4%	1,908 56.5%	783 23.2%	3,376 100.0%
平成12年	322 7.9%	308 7.6%	53 1.3%	2,309 56.6%	1,085 26.6%	4,077 100.0%
平成17年	387 7.4%	389 7.4%	73 1.4%	2,883 55.0%	1,508 28.8%	5,240 100.0%
平成18年	402 7.3%	400 7.2%	68 1.2%	3,052 55.2%	1,605 29.0%	5,527 100.0%
平成19年	433 7.4%	425 7.3%	72 1.2%	3,203 54.8%	1,712 29.3%	5,845 100.0%
平成20年	451 7.4%	449 7.3%	71 1.2%	3,340 54.6%	1,810 29.6%	6,121 100.0%

(各年4月1日現在)

資料：障がい福祉課調べ

障がい等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

(人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成2年	595 20.7%	555 19.3%	502 17.4%	603 21.0%	365 12.7%	258 9.0%	2,878 100.0%
平成7年	953 28.2%	584 17.3%	580 17.2%	683 20.2%	348 10.3%	228 6.8%	3,376 100.0%
平成12年	1,308 32.1%	710 17.4%	710 17.4%	785 19.3%	341 8.4%	223 5.5%	4,077 100.0%
平成17年	1,742 33.2%	924 17.6%	928 17.7%	1,010 19.3%	378 7.2%	258 4.9%	5,240 100.0%
平成18年	1,882 34.1%	972 17.6%	965 17.5%	1,058 19.1%	381 6.9%	269 4.9%	5,527 100.0%
平成19年	2,009 34.4%	1,018 17.4%	1,017 17.4%	1,127 19.3%	396 6.8%	278 4.8%	5,845 100.0%
平成20年	2,100 34.3%	1,051 17.2%	1,083 17.7%	1,183 19.3%	407 6.6%	297 4.9%	6,121 100.0%

(各年4月1日現在)

資料：障がい福祉課調べ

2-2 知的^{ちてきしょう}障^{ひとし}がいのある人(児)

草加市の知的障がい者（児）数（療育手帳所持者数）は、平成20年に、18歳未満が290人、18歳以上が728人、合計で1,018人となっています。

年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

(人)

区分	A	A	B	C	合計
18歳未満	31	80	101	78	290
	10.7%	27.6%	34.8%	26.9%	100.0%
18歳以上	158	203	233	134	728
	21.7%	27.9%	32.0%	18.4%	100.0%
合計	189	283	334	212	1,018
	18.6%	27.8%	32.8%	20.8%	100.0%

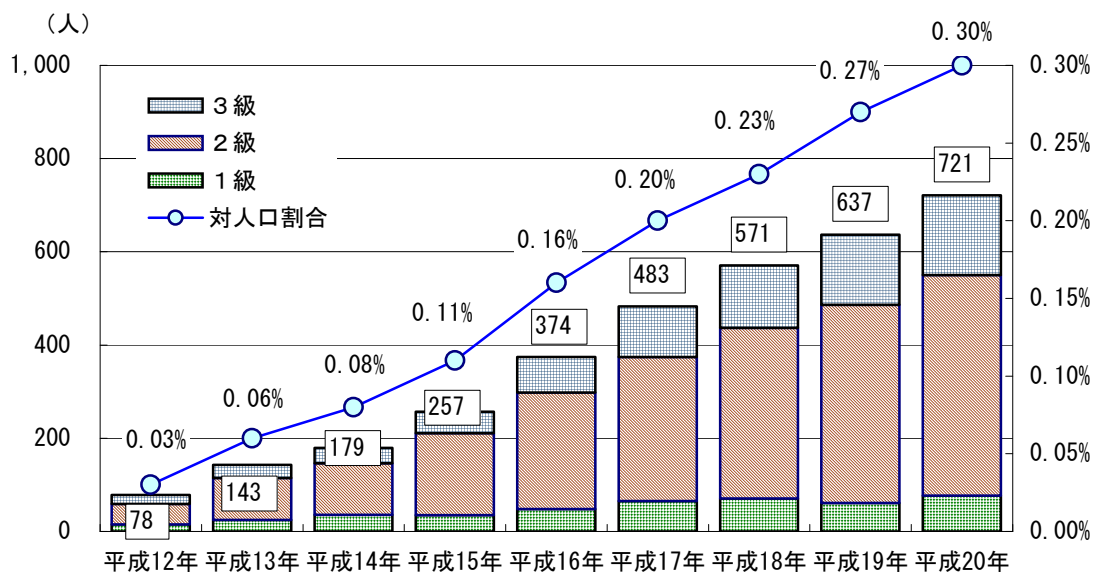
(平成20年4月1日現在)

資料：障がい福祉課調べ

2-3 せいしんしょう 精神障がいのある人(児)

草加市の精神障がい者(児)数(精神障がい者保健福祉手帳所持者数)は増加傾向にあり、平成20年には総人口の0.30%にあたる721人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び対人口割合の推移



障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数と対人口割合 (人)

区分	1級	2級	3級	合計	対人口割合
平成12年	15	44	19	78	0.03%
平成13年	25	90	28	143	0.06%
平成14年	36	110	33	179	0.08%
平成15年	35	176	46	257	0.11%
平成16年	48	250	76	374	0.16%
平成17年	65	309	109	483	0.20%
平成18年	71	366	134	571	0.23%
平成19年	61	425	151	637	0.27%
平成20年	77	473	171	721	0.30%

(各年4月1日現在)

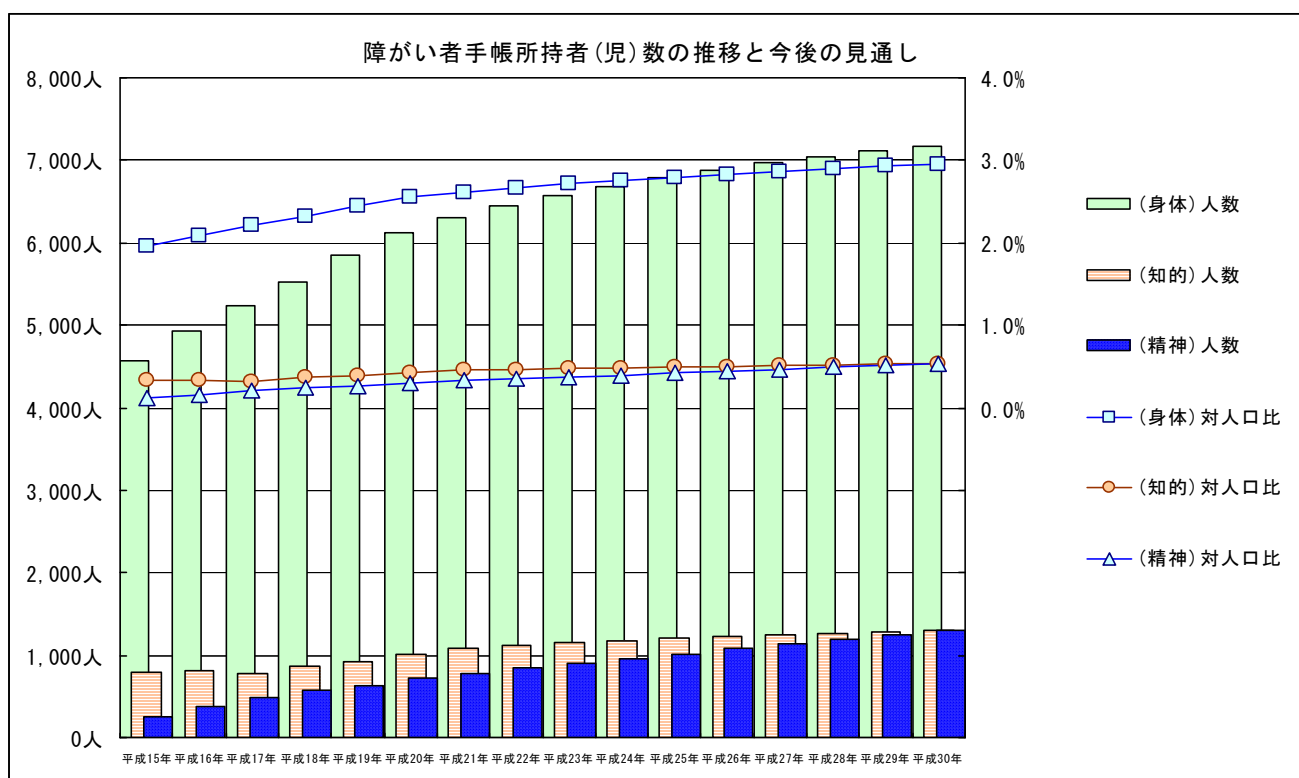
資料：障がい福祉課調べ

第3 障がいのある人(児)の人数の将来推計

平成30年までの障がいのある人(児)の人数は、人口の実績に対する比率及び今後の人口推計を基に、以下のように推計されます。

障がい者手帳所持者(児)数の推移と今後の見通し

								(人)	
		総人口	身体障がい者(児)		知的障がい者(児)		精神障がい者(児)		
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比	
実績値	平成15年	232,987	4,576	1.96%	786	0.34%	257	0.11%	
	平成16年	235,732	4,934	2.09%	805	0.34%	374	0.16%	
	平成17年	237,535	5,240	2.21%	770	0.32%	483	0.20%	
	平成18年	238,352	5,527	2.32%	870	0.37%	571	0.24%	
	平成19年	238,872	5,845	2.45%	917	0.38%	637	0.27%	
	平成20年	239,806	6,121	2.55%	1,018	0.42%	721	0.30%	
推計値	平成21年	240,642	6,296	2.62%	1,090	0.45%	782	0.33%	
	平成22年	241,327	6,441	2.67%	1,124	0.47%	842	0.35%	
	平成23年	241,871	6,570	2.72%	1,154	0.48%	901	0.37%	
	平成24年	242,207	6,682	2.76%	1,180	0.49%	959	0.40%	
	平成25年	242,429	6,783	2.80%	1,203	0.50%	1,017	0.42%	
	平成26年	242,646	6,876	2.83%	1,225	0.50%	1,075	0.44%	
	平成27年	242,823	6,962	2.87%	1,244	0.51%	1,133	0.47%	
	平成28年	243,080	7,044	2.90%	1,263	0.52%	1,192	0.49%	
	平成29年	242,907	7,109	2.93%	1,278	0.53%	1,248	0.51%	
	平成30年	242,731	7,170	2.95%	1,292	0.53%	1,305	0.54%	



【18歳未満の人】障がい者手帳所持者数の推移と今後の見通し

(人)

		総人口	身体障がい児		知的障がい児		精神障がい児	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
実績値	平成15年	232,987	84	0.04%	171	0.07%	6	0.003%
	平成16年	235,732	93	0.04%	188	0.08%	6	0.003%
	平成17年	237,535	84	0.04%	153	0.06%	6	0.003%
	平成18年	238,352	120	0.05%	217	0.09%	7	0.003%
	平成19年	238,872	114	0.05%	224	0.09%	6	0.003%
	平成20年	239,806	117	0.05%	290	0.12%	7	0.003%
推計値	平成21年	240,642	120	0.05%	311	0.13%	8	0.003%
	平成22年	241,327	123	0.05%	320	0.13%	8	0.003%
	平成23年	241,871	126	0.05%	329	0.14%	9	0.004%
	平成24年	242,207	128	0.05%	336	0.14%	9	0.004%
	平成25年	242,429	130	0.05%	343	0.14%	10	0.004%
	平成26年	242,646	131	0.05%	349	0.14%	10	0.004%
	平成27年	242,823	133	0.05%	354	0.15%	11	0.005%
	平成28年	243,080	135	0.06%	360	0.15%	12	0.005%
	平成29年	242,907	136	0.06%	364	0.15%	12	0.005%
	平成30年	242,731	137	0.06%	368	0.15%	13	0.005%

【18歳以上の人】障がい者手帳所持者数の推移と今後の見通し

(人)

		総人口	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
実績値	平成15年	232,987	4,492	1.93%	615	0.26%	251	0.11%
	平成16年	235,732	4,841	2.05%	617	0.26%	368	0.16%
	平成17年	237,535	5,156	2.17%	617	0.26%	477	0.20%
	平成18年	238,352	5,407	2.27%	653	0.27%	564	0.24%
	平成19年	238,872	5,731	2.40%	693	0.29%	631	0.26%
	平成20年	239,806	6,004	2.50%	728	0.30%	714	0.30%
推計値	平成21年	240,642	6,176	2.57%	779	0.32%	774	0.32%
	平成22年	241,327	6,318	2.62%	804	0.33%	834	0.35%
	平成23年	241,871	6,444	2.66%	825	0.34%	892	0.37%
	平成24年	242,207	6,554	2.71%	844	0.35%	950	0.39%
	平成25年	242,429	6,653	2.74%	860	0.35%	1,007	0.42%
	平成26年	242,646	6,745	2.78%	876	0.36%	1,065	0.44%
	平成27年	242,823	6,829	2.81%	890	0.37%	1,122	0.46%
	平成28年	243,080	6,909	2.84%	903	0.37%	1,180	0.49%
	平成29年	242,907	6,973	2.87%	914	0.38%	1,236	0.51%
	平成30年	242,731	7,033	2.90%	924	0.38%	1,292	0.53%

だい しょう けいかく き ほんてきほうこう 第3章 計画の基本的方向

だい 第1 き ほん り ねん き ほんもくひょう 基本理念・基本目標

1-1 そう かし ほうこうせい 草加市のまちづくりの方向性

本市の最上位計画である第三次総合振興計画基本構想は、将来都市像として、

『快適都市草加』

を目指しています。

障がい者福祉においては、

『障がいのある人が安心して生活ができるようにする』

を目指し、ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進などの諸施策を行う中で、障がい者福祉の推進を図ります。

1-2 ぜんけいかく き ほん り ねん 前計画における基本理念

草加市障がい者計画は、

『地域で安心して生活することのできる環境を整備する』

を基本理念に掲げてきました。

これは、市民に対しては、

『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住んで良かったと思えるまち』

という意味を持ち、障がいのある人に対しては、

『心の豊かさとゆとりを重視しながら、社会参加と自立した生活を実現できるまち』

という意味を持ちます。

また、同計画では、基本理念として、

『ノーマライゼーション』

(すべての人が自らの障がいの種類や程度にかかわらず、平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営めるようにすることが、本来の望ましい姿であるとする考え方)

という概念を施策推進の前提に据えてきました。

1-3 ほんけいかく きほんりねん きほんもくひょう 本計画の基本理念・基本目標

本計画では、第三次草加市総合振興計画基本構想におけるまちづくりの方向性や、前計画における基本目標・基本理念を踏まえ、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上での前提とする基本理念（考え方）を『ノーマライゼーション』とし、目指していく基本目標を、「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」とし、それを実現していくために9つの分野ごとの政策目標を掲げます。

ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる

1 市民の福祉意識を高める【啓発・広報】

- 1 啓発・広報活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 ボランティア活動の活性化

2 生活の質を維持・増強する【生活支援】

- 1 日常生活への支援の充実
- 2 日中活動への支援の充実
- 3 居住の場への支援の充実
- 4 相談体制の充実
- 5 権利擁護の推進

3 情報・コミュニケーションを支援する【生活支援】

- 1 情報提供の充実
- 2 円滑なコミュニケーションの支援

4 安全で快適な生活空間を確保する【生活環境】

- 1 障がいのある人にやさしい公共空間の確保
- 2 移動手段の確保
- 3 住宅環境の整備

5 防犯・防災体制を強化する【生活環境】

- 1 防犯・防災体制の確保

6 子どもの力を伸ばす【教育・育成】

- 1 就学前保育・教育、放課後対策の充実
- 2 学校教育の充実

7 いきいきと働ける仕組みをつくる【雇用・就業】

- 1 就労支援体制の構築
- 2 一般就労の促進
- 3 行政自身の障がい者雇用対策の強化
- 4 福祉的就労の促進

8 健康を維持・増進・回復する【保健・医療】

- 1 乳幼児期の適切な保健、療育の確保
- 2 心と体の健康づくりの推進
- 3 地域医療・地域リハビリテーションの充実促進

9 参画できる仕組みをつくる【スポーツ・文化・まちづくり】

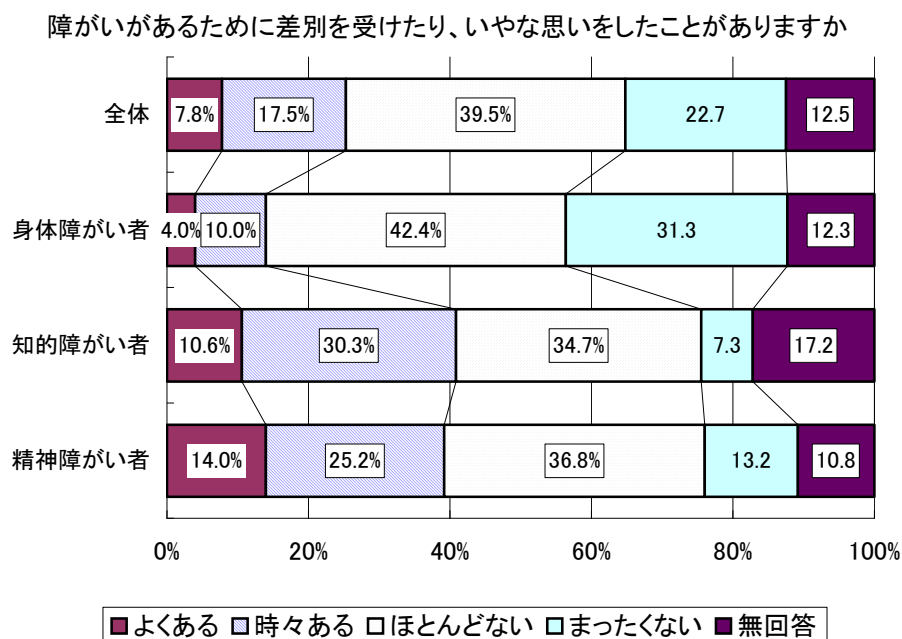
- 1 スポーツ・文化活動推進
- 2 関係団体などの連携
- 3 まちづくり活動への参画の推進

第4章 分野別施策の展開

第1 市民の福祉意識を高める【啓発・広報】

〔現状と課題〕

アンケート調査によると、障がいへの偏見や差別について三障がいともに「ほとんどない」との回答がもっとも多いものの、知的障がいのある人と精神障がいのある人は「よくある」と「時々ある」を合計した割合が約4割という結果となっています。



資料：「草加市障がい者計画策定実態調査（平成19年11～12月）」（回答者数 身体障がい者＝649人、知的障がい者＝274人、精神障がい者＝250人）

また、「障がいのある人への市民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか」の問いに対して、「学校での福祉教育を充実する」、「マスコミを通じて障がいのある人の生活をもっと知ってもらう」、「市の広報紙などで障がいのある人の生活をもっとよく知ってもらう」、「障がいのある人もない人も共に参加するイベントを開催する」、「企業が積極的に福祉活動に携わる」、「障がいのある人が自立の努力をして積極的に社会に進出する」といったことが挙げられています。

こうした現状から、正しい知識の普及と互いを知り合うことによって、偏見や差別が解消されるよう、多様なメディアでの広報活動や福祉教育、また互いを知り合える場の提供といった機会の充実を図ることが求められます。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすには、地域での日常的な支えあいも不可欠なことから、ボランティア活動の一層の促進が求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者福祉への理解を深めるために、より多様なメディアによる広報活動と、様々な場面や状況によって、互いを知り、分かりあう機会の拡大に努めます。

〔具体的な施策〕

（１）広報紙などによる啓発

「広報そうか」や市ホームページはもちろんのこと、社会福祉法人草加市社会福祉協議会をはじめとした市民団体などの協力を得て、機関誌にノーマライゼーション理念の普及に資する記事の掲載を進めます。また、特に理解の遅れている知的障がいや精神障がいについては、障がいそのものに関する知識の普及・啓発を強化します。

（２）「障がい者週間」の周知

平成16年6月の障害者基本法の改正において、国民に広く障がい者福祉に対する関心と理解を深め、障がいのある人自らの社会参加への意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの「障がい者週間」をより有意義なものとするため、一般市民、ボランティア団体などの積極的な参加を求めながら、障がいのある人と一般市民の意識啓発を目的とするイベントなどを開催します。

（３）コミュニケーションスペースの充実

身近なふれあいの場としての公民館の活用を検討するとともに、新たに公的施設などを建設する場合には、ふれあいの場を確保するよう努めます。

（４）啓発イベント

- 障がいのある人となない人とがふれあう機会を今後さらに増やすとともに、より多くの人が参加するよう内容の充実を図ります。
- 市民に福祉及びボランティアを理解してもらうため、福祉まつりなどのイベントの充実を図ります。その際、障がいのある人の企画段階からの参画を促し、障がいのある人の社会参画の機会づくりと、イベントの共同実施体制の基礎づくりを進めます。

（５）国際シンボルマークの普及

国際シンボルマークを普及し、障がいのある人に対する一般市民の理解を促進します。

(6)住民や事業者との連携・意見交換

- 地域における理解と協力を促進するため、住民や事業者との連携を図るとともに、その後の自発的活動の支援と協働体制(パートナーシップ)の形成を進めます。
- 各種の市民団体の理解と協力を促進するため、各団体と意見交換を行うなど、その後の自発的活動の支援と協働体制(パートナーシップ)の形成を進めます。

1-2 ふくしきょういく すいしん 福祉教育の推進

〔施策展開の方向〕

学校、幼稚園・保育園、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また市民同士の地域活動を通じた障がいのある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

〔具体的な施策〕

（１）福祉体験教室などの拡充

社会福祉法人草加市社会福祉協議会とともに、福祉体験教室などを拡充し、より多くの児童・生徒が障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。

（２）統合的教育などの促進

必要に応じて様々な形態の統合的教育、統合的保育の促進に努めます。

（３）障がいなどに対する理解教育の推進

生涯学習講座などにおいて、障がいのある人の理解に繋がるテーマをとりあげ、市民に対する啓発を推進します。

1-3 ボランティア活動の活性化

〔施策展開の方向〕

社会福祉法人草加市社会福祉協議会などと連携しながら、ボランティア活動の理解促進とともに、地域でのボランティア活動の一層の活性化とネットワーク化を図ります。

〔具体的な施策〕

(1) ボランティア活動の啓発

ボランティア活動に関するパンフレットや「ボランティアだより」など情報紙を発行します。また、インターネットなどを活用して、ボランティアに関する活動状況や募集情報などの情報発信を行います。

(2) 学校教育などによるボランティア意識の醸成

学校教育、社会教育をはじめ、生涯学習の幅広い分野において、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。

(3) ボランティアイベントの開催

市民のボランティア意識を高めるためのイベントを開催します。

(4) ボランティア講座などの開設

参加のための基礎知識習得の場として、全ての市民に門戸を開いた世代別ボランティア養成講座を開催します。

(5) ボランティア体験機会の確保

高校生ワークショップ事業、初めてのボランティア活動事業などを通じて、企業や学校でのボランティア体験機会の確保に努めます。

(6) ボランティアセンターの強化

子どもから高年者まで全ての世代でボランティア活動が活発に行われるように、ボランティアセンターを強化し、ボランティア活動へのコーディネート、ボランティア活動への機材の提供、ボランティア相談などの事業を実施します。

(7) ボランティア交流集会などの開催

ボランティアに関する情報交換やボランティアの組織化を図るため、ボランティアセンターと協働して、ボランティア交流集会や、ボランティアリーダー研修会などを開催します。

(8) ボランティア活動への支援

ボランティア活動の自主性・自発性・創造性を最大限に尊重しながら、ボランティア保険の加入促進やNPO法人化に関する情報提供などボランティア団体などの支援を促進します。

(9) 障がいのある人のボランティア活動促進

ボランティア養成講座への協力などボランティアの受入先開拓に努め、障がいのある人のボランティア活動への参加を促進します。

第2 生活の質を維持・増強する【生活支援】

〔現状と課題〕

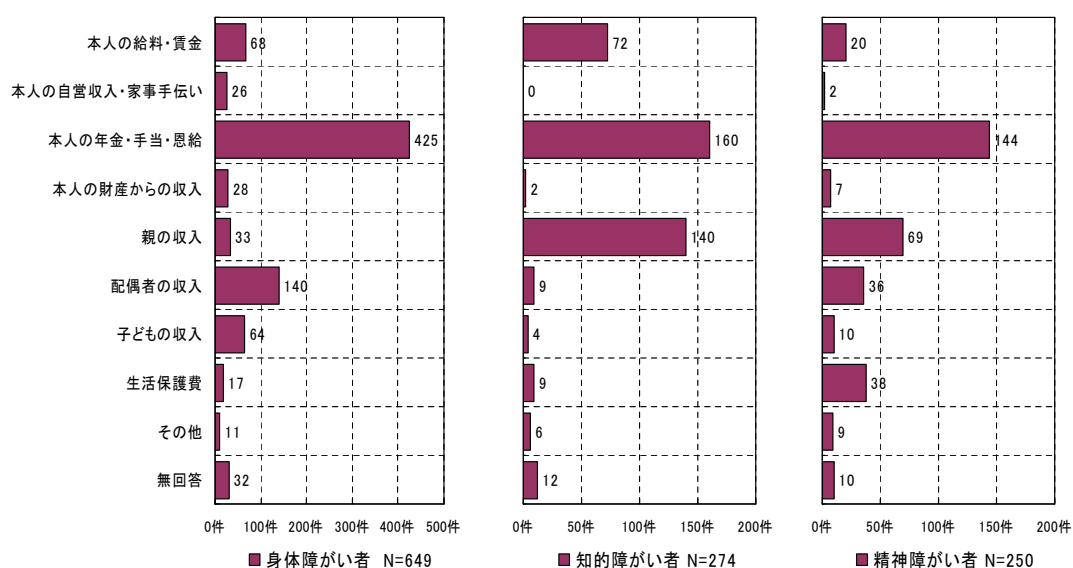
アンケート調査によると「今の暮らし方を続けたいですか」との問いに対して、三障がいとも「今のままでいい」との回答がもっとも多くなっています。反対に「変えたい」と回答した割合は、身体障がいのある人が7.9%、知的障がいのある人が16.4%、精神障がいのある人が17.6%、となっており、身体障がいのある人の現状維持傾向がやや高くなっています。

変えた場合の暮らし方は、身体障がいのある人は「家族との同居」、知的障がいのある人は「施設など、大勢の人と一緒に暮らし」、「仲間4～5人での共同生活（グループホームなど）」、精神障がいのある人では「ひとり暮らし」がもっとも多くなっています。

また、そのために必要なサービスは、身体障がいのある人では、1.機能訓練27.1% 2.用具の給付22.3% 3.居宅介護18.5%、知的障がいのある人では1.就労継続支援B型23.7% 2.短期入所23.0% 3.生活訓練20.7%、精神障がいのある人では1.就労移行支援22.0% 2.生活訓練18.4% 3.居宅介護18.0%となっています。

主な収入は、三障がい共通して「本人の年金・手当・恩給」がもっとも多く回答されています。身体障がいのある人では次いで、「配偶者の収入」140件、「本人の給料・賃金」68件の順に、知的障がいのある人では「親の収入」140件、「本人の給料・賃金」72件の順、精神障がいのある人では「親の収入」69件、「生活保護費」38件の順となっています。

主な収入について



資料：「草加市障がい者計画策定実態調査（平成19年11～12月）」（回答者数 身体障がい者＝649人、知的障がい者＝274人、精神障がい者＝250人）

また、「現在、あなたは悩んでいることや、誰かに相談したいことがありますか」の問いに対して、いずれも「健康・治療のこと」がもっとも多く回答されています。精神障がいのある人では「経済や生活費のこと」や「仕事や就職のこと」が、身体障がいのある人・知的障がいのある人と比較して高くなっています。その相談相手としては、いずれも「同居の家族」がもっとも多く回答されていますが、知的障がいのある人では「施設の職員や作業所の指導員」、精神障がいのある人では「医師・看護師などの医療関係者」も多く回答されています。

こうした現状から、障がいのある人や家族、介助者が、諸問題を身近な場所で気軽に相談、解決し、安心して地域での在宅生活を実現できるよう、障がいのある人のニーズに基づいたきめ細かな施策が求められています。また、国、県、関係機関などによる年金や手当での支給、税の優遇措置といった経済的な負担軽減策についての周知、適切な運用を図っていくことも必要です。

〔施策展開の方向〕

障がいのある人のニーズをしっかりと把握し、日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めます。

〔具体的な施策〕

（１）ホームヘルプサービスの充実

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者など(平成11年度より実施)に対して、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などのホームヘルプサービスを実施します。なお、介護保険対象者は原則として介護保険で対応します。
- 利用者のニーズに応じて、休日・夜間・早朝のホームヘルプサービスを実施します。
- 障害者自立支援法による障がい福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加支援を目指したものであり、介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両者の適正な利用を図ります。

（２）ショートステイ事業の充実

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者などのニーズに応じて、ショートステイ事業の啓発を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険で対応します。
- 冠婚葬祭、介護者の病気などの緊急避難だけでなく、介護者のレスパイトケアとして利用していただけるよう体制の整備を図ります。

（３）知的障がい児・者一時保護事業の充実

知的障がいのある人の家族が、疾病、出産、冠婚葬祭などにより、昼間一時的に介護できない時に、市内の心身障がい者地域デイケア施設において保護する一時保護事業については、「草加市障がい児(者)生活サポート事業」との連携により、利便性の向上を図ります。

（４）草加市障がい児(者)生活サポート事業の推進

在宅の障がいのある人又はその家族の必要に応じ、登録団体によって障がいのある人の一時預かりや派遣による介護、外出援助などの身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供する事業について、事業の啓発を図るとともに適正な利用を推進します。

(5)訪問入浴サービス

○訪問により入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

○障がい福祉サービスが障がいのある人の自立と社会参加を目指したものであり、介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両者の適正な利用を図ります。

(6)配食サービスの充実

身体障がいのある人、精神障がいのある人のいる世帯の健康の維持と在宅生活を維持するため、配食サービスの充実を図ります。

(7)おむつ支給事業の充実

常時おむつの使用を必要とする重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人に対して、本人及び家族の経済的負担を軽減するためにおむつ支給事業の充実を図ります。

(8)福祉用具などに関するサービスの充実

○介護保険制度と障がい者福祉制度の運用上の違いに留意しながら、適正な利用促進を図ります。

○身体状況に合った補装具の交付、生活環境の改善に繋がる日常生活用具の給付の適正な利用促進を図ります。

○難病患者などの身体状況にあった補装具の交付、生活環境の改善に繋がる日常生活用具の給付の適正な利用促進を図ります。また、障害者自立支援制度、介護保険制度での交付・給付が適当な人に対しては障がい者福祉・介護保険制度の利用を促進します。

(9)精神障がい者福祉の充実

精神障がい者福祉にあっては、誰もが気兼ねなく集える場所が求められています。創作的活動又は生産活動の機会提供や社会との交流の促進を図るため、精神保健福祉士等の専門職員を配置した地域活動支援センターⅠ型の充実を図ります。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する福祉制度については、現状把握に努め、支援方策の検討を行うとともに、身体障がい者手帳や療育手帳所持者への福祉制度などとの整合性を図りつつ、国、県や関係機関に働きかけるなどし、その充実を図ります。

(10) 補助犬給付訓練費の助成

経済的負担の軽減及び社会参加を促進するため、給付を必要とする障がいのある人に対して、身体障害者補助犬法に規定する補助犬の給付を受けるための訓練費の助成を図ります。

2-2 にっちゅうかつどう し えん じゅうじつ 日中活動への支援の充実

〔施策展開の方向〕

障がいのある人の心身のケアや、生活リハビリなどを行う「日中活動の場」の充実に努めます。

〔具体的な施策〕

（１）移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

（２）地域活動支援センター事業

障がいのある人などが地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両者の適正な利用を図ります。

2-3 きょじゅう ば しえん じゅうじつ 居住の場への支援の充実

〔施策展開の方向〕

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、新体系サービスへの円滑な移行、需要にあわせたグループホームなどの居住の場の整備などの充実に努めるとともに、「障がい者居住支援体系の構築に係る基本構想」に基づき計画的な整備を進めます。

〔具体的な施策〕

（１）障がい者施設の円滑な事業移行支援

障がい者入所施設は平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく新体系事業施設に移行されるため、障がい者施設の移行時期に応じて利用している障がいのある人の調査を実施し、障がい程度区分判定審査会による判定を受け、障がい程度区分に応じたサービスを受けることができるよう円滑な新体系事業への移行支援を行います。

（２）身体障がい者入所施設の動向把握と連携

現在、埼玉県の一部障がい保健福祉圏域において身体に障がいのある人が入所する施設は療護施設のそうか光生園と大地（蓮田市）となっています。本市からは、そうか光生園に５人、大地に１人が入所しています。

身体障がい者入所施設の多くが日中活動は生活介護、夜間は施設入所支援などに移行するものと見込まれるため、障がい程度区分に応じたサービスを受けることができるよう施設と連携し、入所者の生活の質の向上を目指します。

なお、身体障がい者療護施設や児童施設の重症心身障がい児施設の新体系への移行では、日中活動の場として生活介護か療養介護のいずれかへの移行が考えられます。しかし、療養介護に移行する場合、医療職など配置が図れるか、一方、入所者にとっては、障がい程度区分の基準から重度の障がいのある入所者であっても医療を必要とする人とそうではない人の移行が円滑に行われるか課題があります。こうした実態から入所者の生活に支障ないよう移行の動向把握に努めます。

（３）知的障がい者入所施設の動向把握と連携

知的障がい者入所更生施設の多くが日中活動は生活介護、夜間は施設入所支援などに移行するものと見込まれるため、障がい程度区分に応じたサービスを受けることができるよう施設と連携し、入所者の生活の質の向上を目指します。

(4) グループホーム・ケアホームの整備

「障がい者居住支援体系の構築に係る基本構想」に基づき住み慣れた地域で、自立した地域生活への足がかりとなるケアホームやグループホームについて、関係団体及び地域住民などの協力と理解を得ながら計画的な整備を進めます。

〔施策展開の方向〕

障がいのある人や家族、介助者などが抱える様々な問題の相談が、身近な場所で気軽に行えるよう、関係機関との連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めます。

〔具体的な施策〕

（１）総合的な相談

- 在宅の身体障がいのある人に対し、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や介護者の相談及び情報の提供などを総合的に行います。
- 在宅の知的障がいのある児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育、相談体制の充実を図るとともに、障がい福祉サービスの提供、調整などを行います。
- 在宅の精神障がいのある人については、日常生活支援、相談、地域交流などを通して、その自立と生きがいを高めることを目的とします。

（２）特別な支援を必要とする人への相談機能拡充

難病患者などについては、保健所が中心となって対応していますが、市保健センターなどでも、保健師などがその専門性を生かし、相談に応じています。また市立病院など、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関の情報を収集・整理します。

高次脳機能障がい者に対する支援についても、研修会などに参加し、対応を検討します。

（３）相談機関などの連携

相談支援事業者、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、市民相談室、家庭児童相談室、社会福祉活動センター、地域包括支援センター、保健センターなどの連携を密にして、障がいのある人一人ひとりにもっとも適切な情報やサービスを提供するよう努めます。

（４）ケアマネジメントの推進

ケアマネジメントとは、障がいのある人が在宅で暮らしていけるよう障がい福祉サービスなどを調整してケアプランを作成し、実行していくことです。福祉事務所、保健センター、医療機関、福祉サービス提供機関などの連携の下に、介護

保険制度や障がい福祉制度などの適正な使い分けに留意しながら、それぞれの障がいに応じたケアマネジメントを推進します。

(5) 相談体制の整備

ユニバーサルデザイン化されたインターネットのメールを使った相談や電話・ファクス相談など、障がいの種別にかかわらず気軽に相談できる体制を整備します。

2-5 けんりようご すいしん 権利擁護の推進

〔施策展開の方向〕

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がいのある人の権利擁護の強化が求められています。

障がいのある人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」（平成19年度に「地域福祉権利擁護事業」から名称変更）と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。

今後、こうした制度の活用を促進しながら、障がいのある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進め、障がいのある人の権利擁護に努めます。

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区 分	内 容
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助
2 成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力が衰えた後) ①後見 ：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)

■ だい 第3 じょうほう 情報・こみゆにけーしょん ショーンを支援する【せいかつしえん 生活支援】

〔現状と課題〕

市では、広報紙やホームページなどで関連する情報を周知し、また、障がい福祉課の窓口における来訪者への個別説明に努めています。市ホームページでは意見も受け付けています。

アンケート調査で「福祉に関する情報をどのように得ているか」を聞いたところ、三障がいともに「県や市の広報紙やガイドブック」、「市役所」、「家族・知人・友人」が多く回答されていますが、知的障がいのある人では「利用している施設やヘルパーの事業所」、精神障がいのある人では「病院などの医療機関」も多く回答されています。

障がいのある人やその家族が地域で暮らしていくために必要な情報を提供するだけでなく、利用者が十分に理解できるようにさまざまな配慮、対応方法を工夫して取り組むことが求められています。

〔施策展開の方向〕

情報の入手が困難な障がいのある人に、必要な情報が入手できるように、多様な手法によつて的確な情報提供を図ります。

〔具体的な施策〕

（１）視覚障がいのある人に対する情報提供の充実

- 声の広報、点字広報及び点字図書の拡充に努めます。
- 視覚障がいのある人に対する情報提供にあたっては、ＳＰコード、点字により情報のバリアフリーに努めます。

（２）聴覚障がいのある人に対する情報提供の充実

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の養成確保に努めるとともに、派遣体制の拡充を図ります。
- 公共施設に、音声増幅装置付き電話やファクスなどの設置を推進します。
- 中途失聴者に対して手話を学習する場の設置を検討します。

（３）訪問による相談の実施

障がいのため市役所をはじめとした相談機関を訪れることが困難な人や、サービスを受けていない人に、行政及び相談機関が連携して、個々の実績に合った情報・在宅サービスを提供できるよう訪問相談を実施します。

（４）広報媒体の研究

広報紙のほか、電話やファクス、インターネットなどの媒体を使い、音声や映像による情報提供を検討します。

（５）広報紙などの充実

「広報そうか」や市ホームページに障がい福祉制度を紹介します。

（６）情報紙の発行

障がい者団体が発行する情報紙を広く市民に知っていただけるよう、窓口への設置などの支援を進めます。

（７）情報の提供

情報の発信・提供にあたっては、分かりやすい情報の提供を心がけます。

3-2 えんかつ こみゆにけーしょん しえん円滑なコミュニケーションの支援

〔施策展開の方向〕

家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業の充実を図るとともに、奉仕員の養成を進めます。

〔具体的な施策〕

（１）手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚及び言語障がいのある人のコミュニケーション手段の確保のため、従来からの手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業を一層充実させるとともに、併せてこれに対応する手話通訳者養成講座の充実を図ります。

（２）点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成

視覚障がいのある人への情報提供・社会参加を支援するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を促進するとともに、点字図書及び声の図書の普及を進めます。

■ だい 第4 あんぜん かいてき せいかつこうかん かくほ せいかつかんきょう 安全で快適な生活空間を確保する【生活環境】

〔現状と課題〕

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）が平成18年12月20日に施行され、一定規模以上の建築物の整備にはユニバーサルデザインの視点に立った設計がなされるようになりました。

市の公共施設については、段差の解消をはじめ、障がいのある人用のトイレや専用駐車スペースの設置、車いすの配備などを、道路については改良の際に歩行者にやさしい歩道空間を確保するなど、さらに利用のしやすさを進めます。

障がいのある人も安心して暮らしていけるように、住宅改修に対する無利子貸付けなどを行っています。また、要介護認定を受けている人は介護保険の住宅改修サービスを利用することができます。

アンケート調査では、今後充実を望む施策として「移動・交通手段の確保」や「住宅や建造物のバリアフリー化」が比較的多く回答されています。

多くの人を利用する鉄道駅舎や公共の建物、歩道などのユニバーサルデザイン化に向けて、関係機関との協議を行いながら積極的に進めていく必要があります。また、住宅改修については地域生活支援事業や介護保険サービスの利用促進に取り組む必要があります。

4-1 しょう 障 がいのある人ひと にやさしい公 こうきょうくわん 共 空間の確保 かくほ

〔施策展開の方向〕

障がい特性によるバリアの違いを把握し、障がいのある人が安心して利用できる公共空間の確保に努めます。

〔具体的な施策〕

（１）歩行空間の整備

障がいのある人や高年者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックのほか、文字・音声・光(街灯)による誘導・案内など複数の誘導システムの設置を積極的に推進します。

（２）道路交通環境の整備

警察と連携して違法駐車車両の排除を推進するとともに、駅前広場や道路などの放置自転車の解消を図るため、放置自転車防止整理員による利用者への指導などを推進し、障がいのある人や高年者を含めすべての人が安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。また、バリアフリー新法による駅や停留所周辺のバリアフリー化を進めます。

（３）専用駐車場の確保

障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、障がいのある人専用の駐車場の設置を促進し、その確保を図ります。

（４）高年者や障がいのある人が活動しやすい住環境づくり

一定規模以上の開発行為に対しては、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例などにより、高年者や障がいのある人にやさしい施設の整備を図るなど、人にやさしいまちづくりを進めていきます。地域単位でのまちづくりの実施にあたっては、高年者や障がいのある人に配慮した住宅の外部空間整備のあり方などを盛り込んだ計画づくりを図ります。

4-2 いどうしゅだん かくほ 移動手段の確保

〔施策展開の方向〕

障がいのある人の社会参加を促進するために、国、県の制度の活用を進め、さらなる各種外出サービスの充実を図ります。

〔具体的な施策〕

移動困難な人への移送サービス事業の充実

歩行を困難とする若しくは公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に対し、社会生活圏の拡大や医療機関への通院、入退院や福祉施設などへの移動を支援する事業の推進を図ります。

また、移動の手法について関係機関、関係団体などと連携しながら検討します。

〔施策展開の方向〕

地域で安心して暮らしていくために、建築物については、バリアフリー新法や埼玉県建築物バリアフリー条例に定められた整備基準に基づく審査を行うとともに、民間住宅などに関してはユニバーサルデザインの視点にたった助言や費用支援の実施を、公営住宅については優先入居や、松原団地建て替えに併せた借上市営住宅、住替家賃助成制度により、住宅環境の整備に努めます。

〔具体的な施策〕

（１）ユニバーサルデザインによる住宅などの供給推進

住宅などの建設にあたっては、そもそもバリアを作らないユニバーサルデザインによる設計を推進し、だれもが住みやすい居住環境の提供に努めます。

（２）高年者、障がいのある人向け住宅改造支援の推進

障がいのある人や高年者にとって好ましい住宅改造となるよう「高齢者及び障がい者住宅改善整備資金融資制度」及び「重度障がい者居宅改善整備費補助事業」の活用を図ります。

■ 第5 障がい・防犯・防災体制を強化する【生活環境】

〔現状と課題〕

障がいのある人が地域で安全で快適な生活を送るためには、安心して外出ができる公共空間が確保されていること、鉄道、バス、タクシーなどの移動手段が確保されていること、生活の場となる住宅の確保、そして緊急・災害時における安全の確保などが必要です。

災害時における準備については、アンケート調査によると「災害(地震や水害など)に備えてどの程度の準備をしていますか」の問いに対して、三障がいとも「家族や介助者と連絡を取り、必要な物を持って、避難所へ行くことができる」との回答は10%台に留まっています。身体障がいのある人では「準備はしているが万全ではない」が38.2%でもっとも多く回答され、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「何を準備すればいいかわからない」がそれぞれ28.5%、33.6%、次いで「準備をしているが万全ではない」が28.1%、30.8%となっています。

「準備をしているが万全ではない」との回答者が準備しているものについては、身体障がいのある人は「持ち出す物の確認と整理」が57.3%、知的障がいのある人は「避難先と行き方の確認」が40.3%でもっとも多くなっており、精神障がいのある人は「持ち出す物の確認と整理」と「避難先と行き方の確認」がそれぞれ44.2%となっています。一方「準備することができない」との回答者が「準備することができないもの」については、身体障がいのある人は「避難時の介助者(家族も含む)の確保」が40.7%でもっとも多く、知的障がいのある人では「持ち出す物の確認と整理」52.8%と「避難先の行き方の確認」50.0%が多く回答されており、精神障がいのある人では「持ち出す物の確認と整理」が80.0%となっています。

また「緊急の場合の通報の可否」については、身体障がいのある人、精神障がいのある人は「自分で通報できる」がそれぞれ65.5%と74.4%でもっとも多くなっており、知的障がいのある人では「通報できない」が43.1%でもっとも多くなっています。通報の方法は三障がいとも「電話」が80～90%台でもっとも多く回答されています。

日常生活においても、緊急時においても、安全が確保されるための地域ぐるみの施策が求められています。

5-1 ぼうはん ぼうさいたいせい かくほ 防犯・防災体制の確保

〔施策展開の方向〕

障がいのある人も安心して暮らせるよう、関係団体、住民などの連携による支援体制を確立するとともに、地域における災害時の支援を早期に進めながら、災害時の避難施設における配慮なども含めた障がいのある人の生活安全の確保に努めます。

〔具体的な施策〕

（１）地域ぐるみの支援

地域ぐるみで障がいのある人を含めた市民の安全確保を図るため、自主防犯・防災組織を中心として、地域パトロール、情報伝達、避難誘導、救助などの体制づくりを図ります。自主防災組織には、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員などの当事者、障がいを理解している人及びボランティア活動団体の参画を求めます。

（２）障がいのある人に配慮した防犯・防災知識の普及・啓発

障がいのある人を含めた市民を、犯罪や災害から守るための知識の普及、啓発を行うとともに、避難経路や避難場所の確認、地域や社会福祉施設などにおける適切な防災訓練、防災教育の推進を図ります。

（３）要援護者の把握と活用

障がいのある人や移動が困難な高年者など、特に見守りや災害時の支援が必要な人について、個人情報流出に留意しつつ、民生委員・児童委員と連携して把握します。

なお、要援護者の把握は、災害時の安否の確認や避難所への誘導、或いは、要援護者一人ひとりの支援を内容とすることが必要です。そのため、要援護者本人や介護者が安心して情報提供のできる仕組みづくりが求められます。

また、災害時には移動支援やコミュニケーション支援など障がいなどの状態に応じた支援が求められます。把握した要援護者情報を支援活動に活用できるよう新たな媒体の創出や地域での共有化に取り組みます。

（４）緊急通報体制の整備

防災行政無線で放送している風水害及び地震を含む自然災害などの情報を入手することが困難な障がいのある人などに対して、Eメールを用いて情報を配信する障がい者災害時メール配信システムを構築し運用を開始しています。より多くの方に登録していただけるよう周知に努めます。

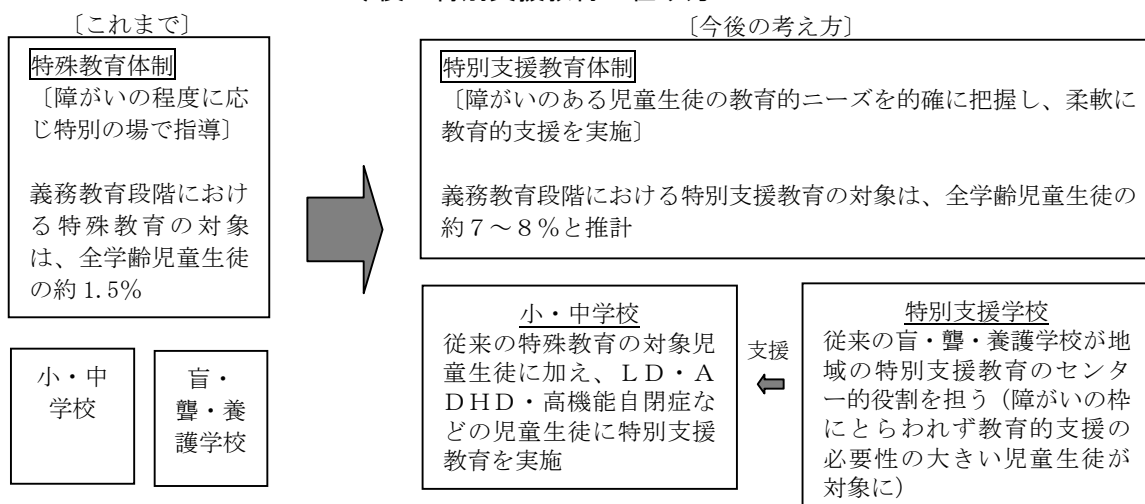
第6章 子どもの力を伸ばす【教育・育成】

〔現状と課題〕

障がいがあり、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズ（意向・要望）に応じた教育の充実に努めています。

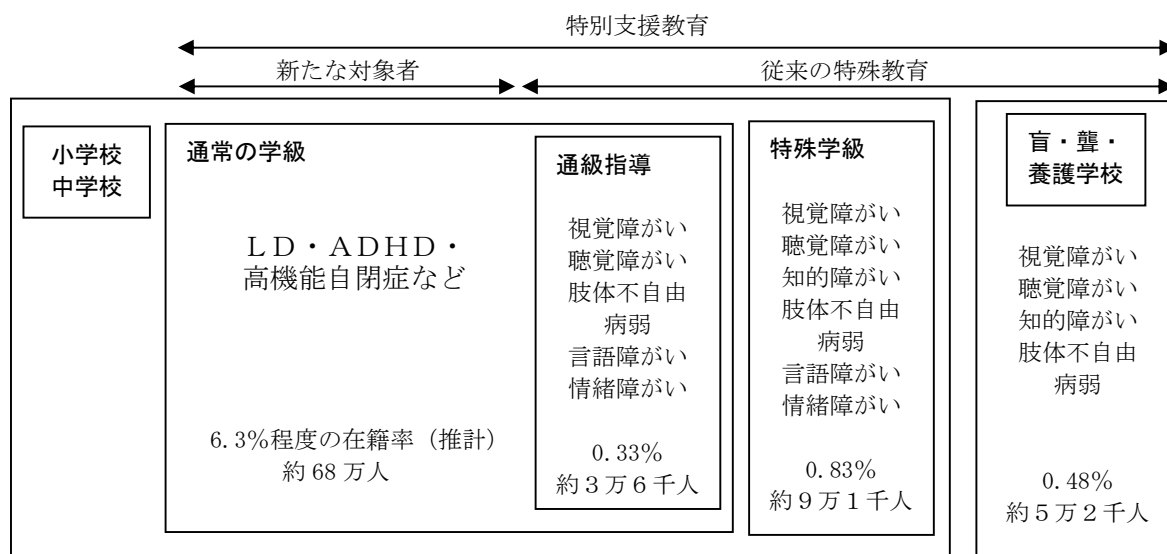
平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、発達障がいとみなされる子どもへの支援が位置付けられました。こうしたことから、学校教育における教職員の発達障がいを含む障がい全般への理解促進、障がい児教育に関する一層の指導力の向上、就学支援における保護者意向の反映、幼稚園・保育所と小中学校との一層の連携強化、学童保育の充実などが必要となっています。

今後の特別支援教育の在り方



資料：特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月28日）より作成

特別支援教育の対象の概念（学齢期児童・生徒）



資料：中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月8日）より作成

〔施策展開の方向〕

障がいのある子もない子もともに地域で育てる就学前保育・教育を推進します。

〔具体的な施策〕

（１）障がい児などの発達支援の推進

児童とその保護者の支援ニーズに総合的に対応するため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、発達遅滞とみられる児童、又はその疑いのある児童などの発達支援を行う障がい児子育て支援事業を充実させ、相談事業、相談・助言指導、グループ指導などの実施を推進し、個々の状態にあった発達支援の充実を図ります。

平成22年度に「市民・行政などの子育て支援ネットワークの拠点」として(仮称)子育て支援センターが開所します。子育てや家族関係など総合的な相談、情報提供の窓口及び親子の交流の場を提供し、子育て団体のネットワークの構築を行います。

また、「地域における療育システムの拠点」として、診療所を設け発達相談及び療育事業を行い、発達に心配のある児童の療育を推進します。

（２）障がい児保育の充実

障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに学び、育ちあうことにより、人とのかかわる楽しさや思いやりを育みます。障がいのある幼児の健全な社会性の発達を促進するため、人材の確保、職員の資質の向上及び環境整備に努め、障がい児の育成保育の充実を図ります。

（３）知的障がい児通園施設「あおば学園」の充実

- 小学校就学前の知的障がいのある児童に対して基本的な生活習慣を養うことをはじめ、独立自活に必要な知識や技能を与えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導・訓練を実施していきます。
- 保育園・幼稚園へ児童が移園する場合は、当該保育園・幼稚園への引継ぎをしっかりと行い、一貫性をもった療育ができるよう努めます。

（４）放課後児童の健全育成の充実

障がいのある児童が放課後や夏休みなどにおいても健全な育成が図れるよう、児童クラブにおける健全育成事業の充実を図ります。

また、特別支援学校に通っている児童・生徒のニーズについては、保護者が実施している児童クラブへの運営支援を行うとともに、特別支援教育の児童・生徒のニーズに対して、受け入れ体制の整備に向けて調整を図ります。

6-2 がっこうきょういく 学校教育の充実 じゅうじつ

〔施策展開の方向〕

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、高校や専門学校、大学などでの障がい児（者）の受け入れ体制の充実を働きかけていきます。

〔具体的な施策〕

（１）就学指導の充実

専門機関との連携を図り、障がいのある児童の一人ひとりの状況を把握するとともに、より多くの情報を保護者に提供することを通して、保護者が積極的に適切な判断をしていかれるよう援助・支援を行います。

（２）教育支援室の充実

専任の指導主事をはじめ、専門医、臨床心理専門員など、より専門的な立場からきめ細かい教育相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

（３）障がい児教育の推進

特別支援教育の担当教員及び一般教員の研修などを通じて、一人ひとりの子どもの障がいの種類、学習障がい(LD)や注意欠陥・多動性障がい(AD/HD)、高機能自閉症などの児童生徒に特別支援教育の推進を図ります。

（４）施設・設備のバリアフリー化

障がいのある児童・生徒の利用を前提とした、学校施設設備の改善を進めます。

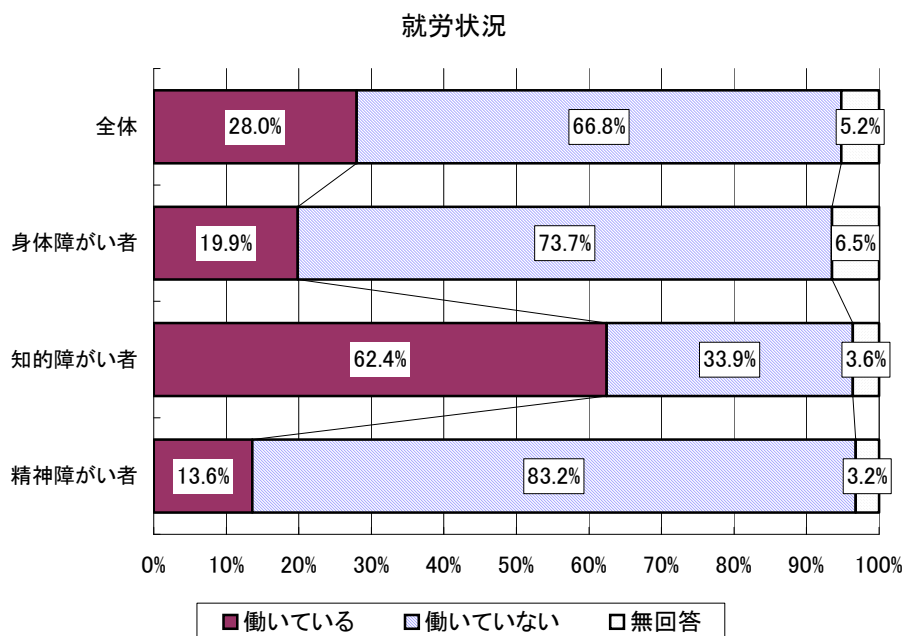
だい 第7 いきいきと はたら しく こよう しゅうぎよう 【雇用・就業】

〔現状と課題〕

アンケート調査によると、現在就労している人の割合は身体障がいのある人 19.9%、知的障がいのある人 62.4%、精神障がいのある人 13.6%となっています。

就労場所は、身体障がいのある人では「企業などで正社員・正職員として働いている」29.5%、「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」21.7%、「自営業」20.9%と一般就労が多く占めていますが、就労率がもっとも高い知的障がいのある人では「通所授産施設で働いている」30.4%、「デイケア施設・小規模作業所で働いている」29.8%、「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」21.6%と福祉的就業が多くなっています。精神障がいのある人は「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」41.2%、「内職・自営業の手伝い」20.6%となっています。

「就労していない理由」について伺ったところ、身体障がいのある人では「高齢である」が 51.7%ともっとも多く、次いで「障がいなどで仕事ができない」41.0%となっています。知的障がいのある人・精神障がいのある人はともに「障がいなどで仕事ができない」が 60%台でもっとも多くなっています。



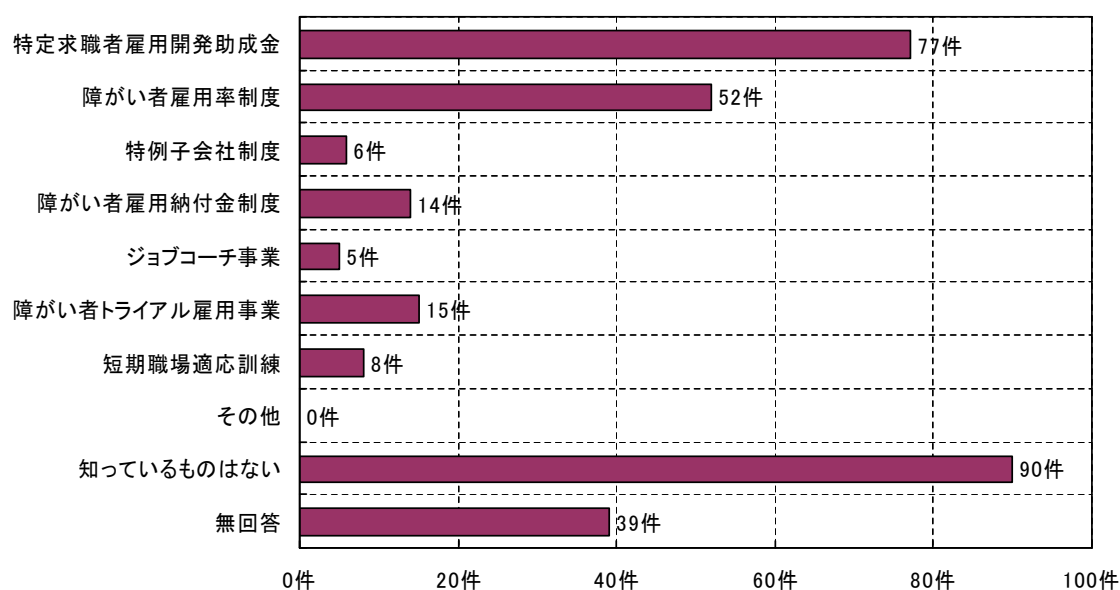
資料：「草加市障がい者計画策定実態調査（平成19年11～12月）」（回答者数 身体障がい者＝649人、知的障がい者＝274人、精神障がい者＝250人）

障がい者雇用に関する企業・事業所へのアンケート調査によると「現在雇用している」及び「現在は雇用していないが、過去に雇用していたことがある」と回答した事業所に、その経緯を聞いたところ「必要となる人材だったため採用した」が 38.5%でもっとも多く、次いで「官公庁、学校、団体、当事者からの要望があった」20.5%、「在職中に障がい者になった従業員を継続して雇用している」15.4%となっています。「法定雇用率の達成のため」は2.6%となっています。

次に、「障がいのある人の雇用機会の創出や拡大に必要なこと」について伺ったところ、「障がいのある人の能力向上のための訓練機会の拡大」がもっとも多く回答されており、次いで「障がい者雇用への補助制度の拡大」、「ハローワークや障がい者就労支援センターなどの関係機関と各事業所の連携強化」、「障がいのある人も雇用者も相談できる統一的な窓口の設置」が挙げられています。

また、障がい者雇用を支援するための制度で知っているものは「特定求職者雇用開発助成金」77件、「障がい者雇用率制度」52件の順になっています。一方、「知っているものはない」90件と障がい者雇用支援制度に関する認知度は低いようです。

障がい者雇用支援制度についての認知度



資料：「草加市障がい者計画策定実態調査（平成 19 年 11～12 月）」（回答者数 身体障がい者＝649 人、知的障がい者＝274 人、精神障がい者＝250 人）

こうした状況から、各機関が連携した障がいのある人の就労促進と、事業所への障がい者雇用についての理解促進が求められています。

〔施策展開の方向〕

ハローワークや平成16年度に設立した草加市障がい者就労支援センターを中心として関係機関と各事業所が連携し、啓発活動や職場開拓、職場訓練、就労中の支援、定着支援、離職後の支援など障がいのある人の就労に関して連続した支援体制の構築を行います。

〔具体的な施策〕

（１）啓発・広報活動の実施

ハローワークなどとの連携を通じ、障がいのある人の就労支援に関して事業者や市民の理解と協力を得られるように努めます。

（２）就労相談の充実

障がいのある人やその家族、事業者、障がいのある人が在籍する特別支援学校、福祉施設などからの、障がいのある人の就労や雇用に関する相談支援を行います。

（３）職場開拓の推進

ハローワークや学校、福祉施設、その他障がい者雇用に向けた関係機関、事業所などとの連携及び協力体制を構築し、障がいのある人の職場実習や雇用事業者の開拓を図ります。

（４）就労支援体制の構築

- 就職準備支援として、障がいの状況や就労経験の有無、本人の希望、障害者職業センターなどの職業適性評価などを勘案し、就労に向けた情報提供をはじめ、適切な支援を行います。
- 個別相談や事業所への同行支援を含めた職場実習を通じて、障がいのある人の就労に向けた育成訓練を行い、併せて障がい者雇用への理解と就労機会の拡大を図ります。
- 就労支援として、雇用事業所と連携し、職場定着に向けた定期訪問、継続相談、同行支援を行い、安定した就労が維持されるよう支援します。
- 離職又は解雇に関する事前調整の支援を行います。
- 離職の状況把握及び再就労に向けた必要な情報提供や支援を行います。

(5)連絡調整

個別の支援調整が必要な登録者について、当該登録者に係る関係機関により、支援内容の検討や調整、情報交換を行うとともに、障がいのある人の就労支援に関連した支援を行うため、必要に応じて連絡調整を行います。

(6)関係機関との連携

情報・意見交換から障がいのある人の就労支援に必要な連携を図るため、特別支援学校、雇用援助機関、障がい者福祉施設、障がい者施設を運営している障がい者関係団体、障がいのある人を雇用している事業所と障がい者就労支援センター職員による「草加市障がい者就労支援連絡会」を開催します。

(7)福祉的就労などから一般就労への移行促進

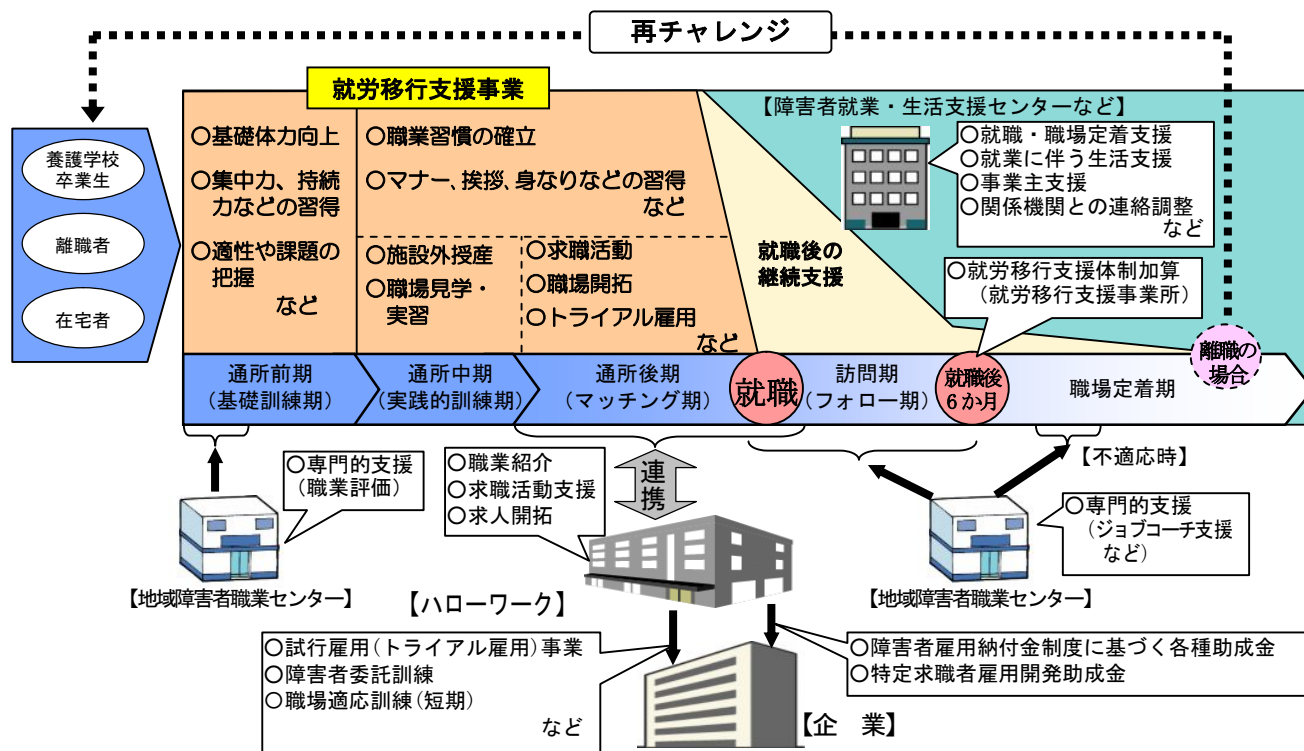
障がい者就労支援センターの登録者を中心として、事業者及び授産施設などの協力を得て、福祉的就労のうち一般就労が可能な人については、企業などへの就労を促進していきます。

(8)地域生活への移行を支える就労支援

自立した地域生活への足がかりとするケアホームやグループホームなどの居住の場の整備には、設置する地域での日中活動の場を一体として整備する必要があります。地域での日中活動の場の新たな創出に取り組みます。

7-2 いっぱんしゅうろう そくしん 一般就労の促進

就労移行支援事業の枠組み



資料：内閣府「平成18年版障害者白書」

〔施策展開の方向〕

ハローワークなどと連携し、事業所の理解を得ながら、障がいのある人の一般就労の促進に努めます。

〔具体的な施策〕

(1) 通所授産施設の円滑な事業移行支援

通所授産施設は平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく新体系事業施設に移行されるため、通所利用者の障がい状況を勘案した事業移行ができるよう運営団体と連携し、円滑な新体系事業移行支援を行います。

(2) 心身障がい者地域デイケア事業

心身障がい者地域デイケア施設は平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく新体系事業施設に移行されるため、通所利用者の障がい状況を勘案した事業移行ができるよう運営団体と連携し、円滑な新体系事業移行支援を行います。

7-3 行政自身の障がい者雇用対策の強化

〔現状と課題〕

職員数48人以上の地方公共団体の障害者法定雇用率は、常用労働者の2.1%以上（重度者は週20時間以上の就業で1人分と算定。30時間以上で2人分と算定）となっています。草加市は、現在、法定雇用率を達成しています。

〔施策展開の方向〕

障がい特性を把握し、より幅広い部署での行政自身の障がい者雇用対策の強化に努めます。

〔具体的な施策〕

（1）市役所業務での雇用及び実習

- 市職員への障がいのある人の採用の促進に努めます。
- 職場実習として、市役所内外での実習を実施するとともに、一般企業での実習へと拡大を図ります。

（2）職場環境のバリアフリー化の促進

職場環境のバリアフリー化を促進するために、段差の解消や必要な有効幅員の確保、車いすを利用する人も含め、だれでもが利用できるトイレの設置などを進めます。

〔施策展開の方向〕

基本目標である「ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる」を実現するには、他者と自身という互いの存在を認め合うことが必要です。

障がいのある人にとって、互いの存在を認め合い支え合う社会にあつてこそ障がいの状態や能力や適性に沿った様々な就労の形態が創出されと考えます。

そこで、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障がいのある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

〔具体的な施策〕

（１）施設の整備、充実

新しく整備する就労訓練農場を活用して、農作業を通した就労機会の創出に取り組めます。

（２）地域との連携

施設生活から地域生活への移行や自立した生活に向けて、地域や経済団体との連携、協力を得ながら就労形態の創出に取り組めます。

（３）心身障がい者地域デイケア事業

障がいのある人の社会参画の原点ともいえる心身障がい者地域デイケア施設については、一般就労に限らない様々な状態にある障がいのある人が自立した社会参画のできる場として充実に向けた支援を進めます。

（４）精神障がい者小規模作業所に対する補助

精神障がいのある人が通所し、生活リズムの立て直しや社会的自立を図る機能を持つ精神障がい者小規模作業所の運営費に対し、補助金を交付します。

■ 第8 だい健康を維持・増進・回復する【保健・医療】けんこう いじ ぞうしん かいふく ほけん いりょう

〔現状と課題〕

アンケート調査によると、充実を望む施策として、三障がいとも「保健・医療の充実」を上位に挙げています。障がいの早期発見・早期対応、相談支援体制の充実が求められています。

8-1 にゅうようじき てきせつ ほけん りょういく かくほ乳幼児期の適切な保健・療育の確保

〔施策展開の方向〕

関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

〔具体的な施策〕

（1）妊婦健康診査の充実

安全な分娩を目的とする妊婦健康診査を充実します。

（2）乳幼児健康診査の充実

疾病・障がいなどを早期に発見し、早期に適切な援助などを講じるために、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査をより一層充実します。

（3）精密健康診査の充実

精密健康診査は、1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児に対して行います。精密健康診査を充実するとともに、精密健康診査後の指導の強化を図ります。

（4）訪問指導の充実

不安の多い妊産婦や発育・発達に遅れの疑いのある乳幼児などを対象に実施している訪問指導は、対象者の把握や個々への対応（量的・質的）ができる体制の確保と、それぞれに合った具体的な援助ができることを目指します。また、保護者に対する心のケアにも留意します。

（5）相談事業の充実

乳幼児相談、育児電話相談、幼児健診事後相談を実施していますが、心身の健康の相談など、各種相談に対応できるよう相談指導体制の充実を図ります。

また、幼児健診事後相談は、子育て支援課で実施する障がい児子育て支援事業と連携し、個々の状態にあった発達支援の充実を図ります。

8-2 こころ からだ けんこう 心と体の健康づくりの推進 すいしん

〔施策展開の方向〕

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

〔具体的な施策〕

（１）健康づくりの普及啓発

新たに策定した草加市すこやかプラン 2.1 との連携を図りながら、健康づくり対策を進め、生活習慣病の予防と積極的な健康推進を図ります。

（２）地域保健の推進

集団を対象に実施してきた従来の保健活動を、改正された「地域保健法」の趣旨に沿い、生活者の視点に立ち個人を主体とした保健活動へと移行させ、市民が自らの力で健康の保持と向上を考え、決定する健康な地域づくりを展開します。

（３）健康診査の充実

がん検診、一般検診、肝炎検診などを実施し、生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実と診査結果に基づく指導を充実します。

（４）健康教室・健康相談の充実

生活習慣病の予防や健康増進などをテーマとする健康教室を充実します。また、生活習慣病の予防などについての健康相談を充実します。

（５）生活習慣改善指導の充実

特定健診の結果などで、食生活や運動などの生活習慣を改善する必要がある人に対し、具体的な生活習慣の改善を支援する指導を行っていますが、この事業をより一層充実します。

（６）こころの相談・精神保健福祉デイケアの推進

精神疾患などに関する相談（訪問指導を含む）を実施するとともに、地域において精神疾患のある人同士に社会復帰の場としての精神保健福祉デイケア（ソーシャルクラブ）を実施し、相談支援の充実と精神保健福祉デイケアの推進を図ります。

(7) 訪問指導の推進

40歳～64歳までの、その心身の状況、その置かれている環境などに照らして、療養の指導の必要な人に、保健師などが各家庭を訪問し、指導援助を行っています。

〔施策展開の方向〕

関係機関と協力しながら、障がいの予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

〔具体的な施策〕

（１）市立病院における診療体制などの充実

市立病院において、視覚や聴覚に障がいがあるなどコミュニケーションに障がいのある人に配慮した体制づくりを推進しています。

また、市立病院では看護相談室や医療福祉相談室を設置しており、専任スタッフが療養上の相談や社会資源に関する情報提供などを行い、障がいのある患者の不安解消や課題解決を支援します。

（２）障がいのある人への診療体制の充実

障がいのある人が医療を受けられるよう草加八潮医師会や草加歯科医師会との連携を進めます。

また、保健所・埼玉県立精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、広域的な協力のもと、夜間・休日などにおける精神科救急医療に関する情報提供の充実を図ります。

（３）地域リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がいのある人の運動機能の回復を目指す活動だけでなく、全てのライフステージにおいて、医療、教育、福祉、労働など多方面から、障がいの程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求を目指す総合的な活動の体系です。そこで、草加市総合福祉センターであいの森で行うリハビリテーションの利用促進など、障がいのある人が地域で個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう充実に努めます。

だい さんかく し く す ぽーつ ぶんか まちづくり 第9 参画できる仕組みをつくる【スポーツ・文化・まちづくり】

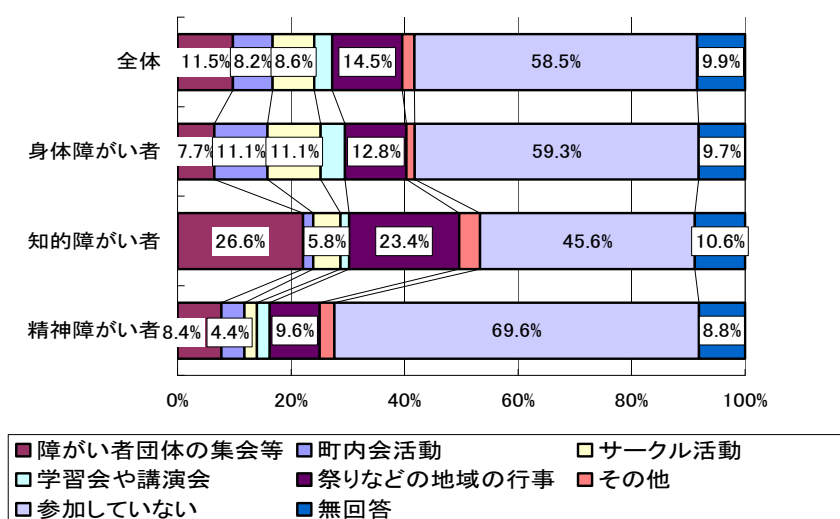
〔現状と課題〕

アンケート調査によると、「現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか」の問いに対して、「している」と答えたのはいずれも20%台に留まっています。

「今後、やってみたい趣味やスポーツレクリエーション」について「ある」と答えた人は精神障がいのある人の27.6%がもっとも高く、身体障がいのある人、知的障がいのある人では10%台となっています。

また「最近1年間に地域の行事に参加したことがありますか」の問いに対して、「参加していない」割合が高く、その割合は身体障がいのある人では6割弱、知的障がいのある人では5割弱、精神障がいのある人では7割弱となっています。参加している行事の中では、いずれも「祭りなどの地域の行事」がもっとも多く、身体障がいのある人では、次いで「町内会活動（まちづくりを含む）」、「趣味などのサークル活動」となっており、知的障がいのある人・精神障がいのある人では「障がい者団体の集会・活動など」が回答されています。

最近1年間に地域の行事に参加したことがありますか



資料：「草加市障がい者計画策定実態調査（平成19年11～12月）」（回答者数 身体障がい者＝649人、知的障がい者＝274人、精神障がい者＝250人）

障がいのある人による地域のスポーツ・文化活動への参加は、障がいのある人自身の生活の質を向上させるだけでなく、市民同士の交流の機会が広がり、さらには障がいのある人の視点に立ったまちづくりへも発展します。

施設のバリアフリー化はもとより、障がいのある人も参加しやすい講座・活動の場の充実など、障がいのある人が気軽に参加することができる環境作りが求められています。

〔施策展開の方向〕

多様なスポーツ・文化活動を楽しめるまちづくりを推進します。

〔具体的な施策〕

（１）社会資源の整備

- スポーツやレクリエーションに利用する施設は、段差の解消、手すりの付設、多目的トイレの設置をするなど、障がいのある人が利用しやすいように改善します。
- 障がいのある人がスポーツやレクリエーションを楽しむためには、それをサポートする指導員の養成・確保が必要です。障がいのある人のできるスポーツ・レクリエーションは障がいの種類、程度に応じて種目が多いため、当面ボランティアなどの協力が得られる種目から養成をします。
- スポーツ・レクリエーション施設への道路、交通機関など交通アクセスの整備を検討します。

（２）スポーツ・レクリエーションの拡充

- 毎年、草加市スポーツフェスティバルに参加し開催する障がい者運動会では、スポーツやレクリエーションを通して広く市民と交流できる場として継続します。
- 市や地域が主催するスポーツやレクリエーションに障がいのある人があたり前に参加できるように促進します。
- 各種スポーツ・レクリエーションを実施するにあたっては、障がいのある人たちの意見を尊重するのはもちろんのこと、障がいのある人たち自身のスポーツ・レクリエーションの企画を促進していきます。
- 広域市町との連携を図り、障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの拡充に努めます。

9-2 かんけいだんたい 関係団体などの連携 れんけい

〔施策展開の方向〕

関係団体などと連携し、障がい者施策の効果的な推進を図ります。

〔具体的な施策〕

（１）民間との連携

福祉サービスの提供や人にやさしいまちづくりでは、社会福祉法人、民間企業、民間病院などの協力が不可欠であり、運営団体、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、医師会、経済団体、ボランティア団体などとのネットワーク化を進めます。

（２）地域福祉の推進

都市化、核家族化の進展などにより、隣人関係や地域での人間関係が弱まりつつあります。そこで、地域福祉計画と連携し、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。そのためには、市民一人ひとりの自主的な福祉活動の実践が必要であり、福祉活動の中核となる社会福祉法人草加市社会福祉協議会、ボランティア団体など各種福祉団体の活動を支援します。また、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員などが地域に密着した活動が行えるよう、環境づくりを進めます。

9-3 まちづくり活動^{かつどう}への参画^{さんかく}の推進^{すいしん}

〔施策展開の方向〕

障がいのある人の視点によるまちづくりにより「ノーマライゼーション」の実現を促し、障がいのある人となない人の協働によるまちづくりの推進に努めます。

〔具体的な施策〕

- 地域における理解と協力を推進するため、住民や事業者との連携を図るとともに、その後の自発的活動の支援と協働体制(パートナーシップ)の形成を進めます。
- 各種の市民団体の理解と協力を促進するため、各団体と意見交換を行うなど、その後の自発的活動の支援と協働体制(パートナーシップ)の形成を進めます。

だいしょう けいかくすいしん とく 第5章 計画推進への取り組み

〔施策展開の方向〕

庁内における各分野との連携と情報の共有を進め、障がいのある人の自立支援が円滑に進むように図ります。

また、広域的な対応についても同様に、近隣自治体とともに障がいのある人の自立支援の実現を図ります。

〔具体的な施策〕

（１）計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「草加市障がい者施策協議会」において、計画の進捗状況などの確認及び課題事項の検討などを行います。

（２）県及び近隣市町との連携強化

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、埼玉県及び東部障害保健福祉圏域の各自治体と調整を図りながら、より効果的な推進を図ります。

（３）庁内各部門との連携強化

庁内においては、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を図りながら、全庁的な施策展開に努めます。

（４）計画の周知・広報

住民、関係機関、行政などが一体となって障がい者施策を推進していくため、広報やホームページなどに掲載し、本計画の周知及び普及を図ります。

だい へん だいにきそうかししょう ふくしけいかく
第2編 第2期草加市障がい福祉計画

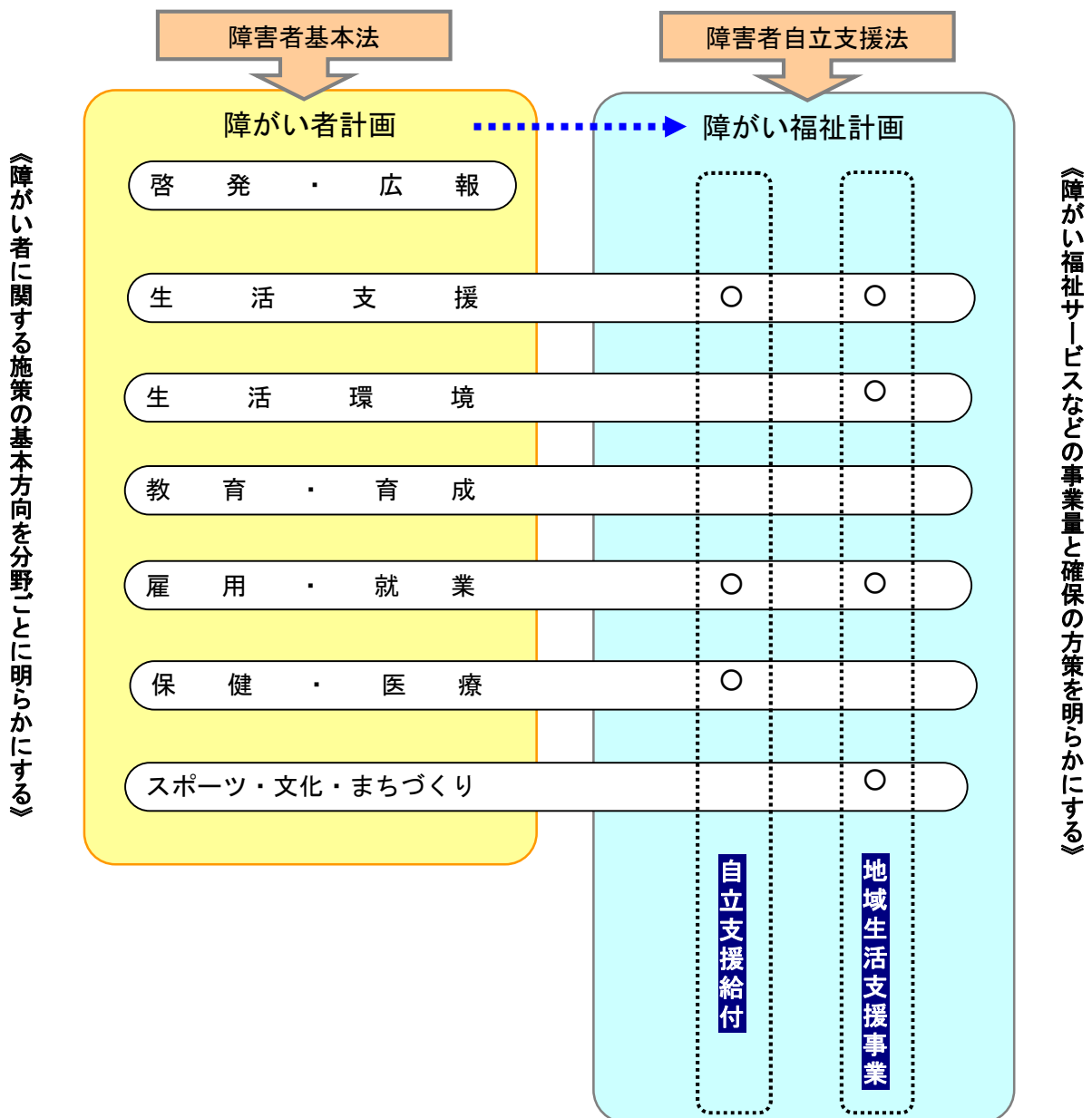


第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置付け

本計画は「第三次草加市総合振興計画基本構想（計画期間：平成13年度～平成27年度）」及び「第三次草加市総合振興計画（中期基本計画）」の考え方に即すとともに「草加市障がい者計画」、「草加市地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成27年度）」との調和を図っています。

障がい者計画と障がい福祉計画の関係



2 けいかく きかん 計画の期間

第2期草加市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づいて策定する「市町村障害福祉計画」であり、計画期間は平成21～23年度とします。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「第三次草加市総合振興計画基本構想」、本市における障がい者施策の基本方針を定めた「草加市障がい者計画【平成21～29年度】」との整合を図っています。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
第三次草加市総合振興計画基本構想					
草加市障がい者計画			第二次草加市障がい者計画		
【第1期】草加市障がい福祉計画			【第2期】草加市障がい福祉計画		

3 けいかく たいしょうしゃ 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者自立支援法第4条に定義されている障がい者及び障がい児となります。障がい者・障がい児の定義については以下のとおりとなっています。

【障がい者】

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち、18歳以上の人、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者のうち、18歳以上の人

【障がい児】

児童福祉法第4条に規定する障がい児及び精神障がい者のうち、18歳未満の人

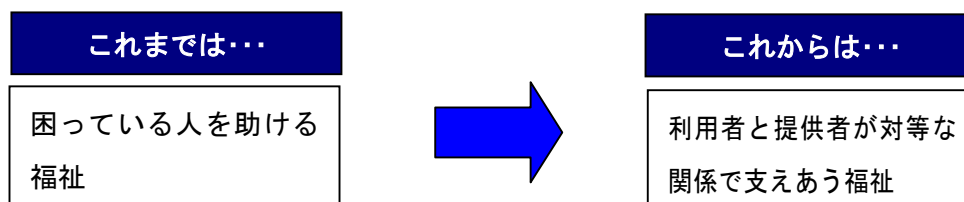
4 ほうせいど どうこう 法制度の動向

(1) しょうがいしゃじりつしえんほう しこうまえ どうこう 障害者自立支援法の施行前の動向

わが国では、「社会福祉基礎構造改革」が進められてきました。

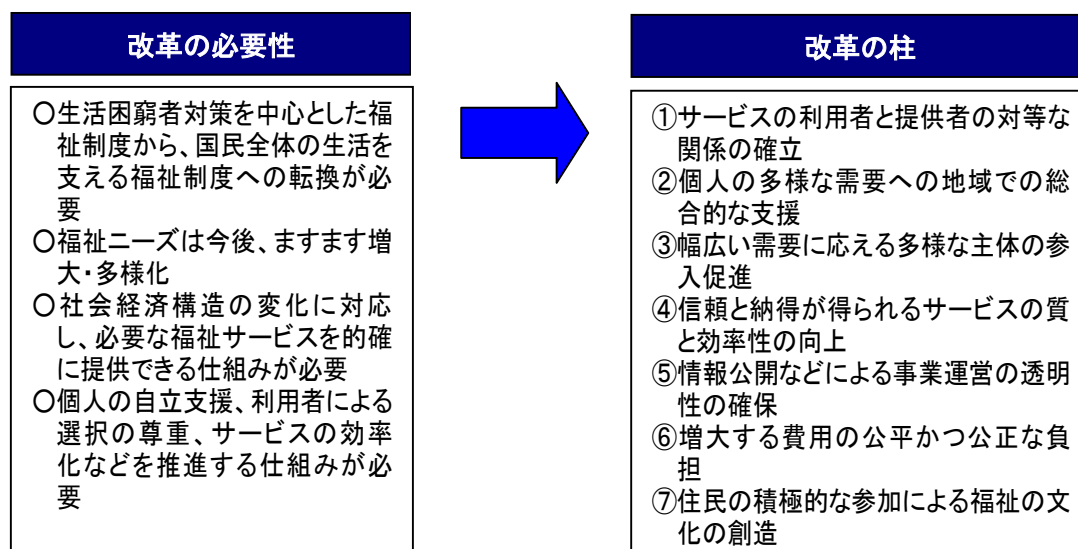
「社会福祉基礎構造改革」とは、もともと戦後の生活困窮者の保護、救済策としてスタートしたわが国の福祉制度を、今日の福祉ニーズの変化に対応した制度に改革していこうというもので、「困っている人を助ける福祉」中心のあり方から「福祉ニーズをもつ人と福祉の提供主体が対等な関係で支えあう福祉」中心のあり方への転換を意味します。

社会福祉基礎構造改革が目指す姿



制度的には、昭和26年に制定された「社会福祉事業法」が平成12年に「社会福祉法」に改正され、「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「児童福祉法」など関係法も併せて改正されました。

社会福祉基礎構造改革の概要



そのことにより、利用者の立場に立った福祉サービスの提供のために、「行政がサービス内容を決定し給付する措置制度」から「利用者が事業者との対等な関係に基づきサービスを選択し利用する制度」への移行が進められました。具体的には、平成15年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人、障がい児を対象に、「支援費制度」が導入されました。また、精神障がい者保健福祉サービスも、「できるだけ身近な地域でサービスを提供する」という「地方分権」の流れにより、平成14年度から、都道府県主体のサービス提供から市町村主体に移行しました。

さらに、「社会福祉法」改正で、公的福祉サービスの提供が一般企業やNPOなどにも認められるようになり、サービス提供主体が拡充・多様化しています。

支援費制度のサービス

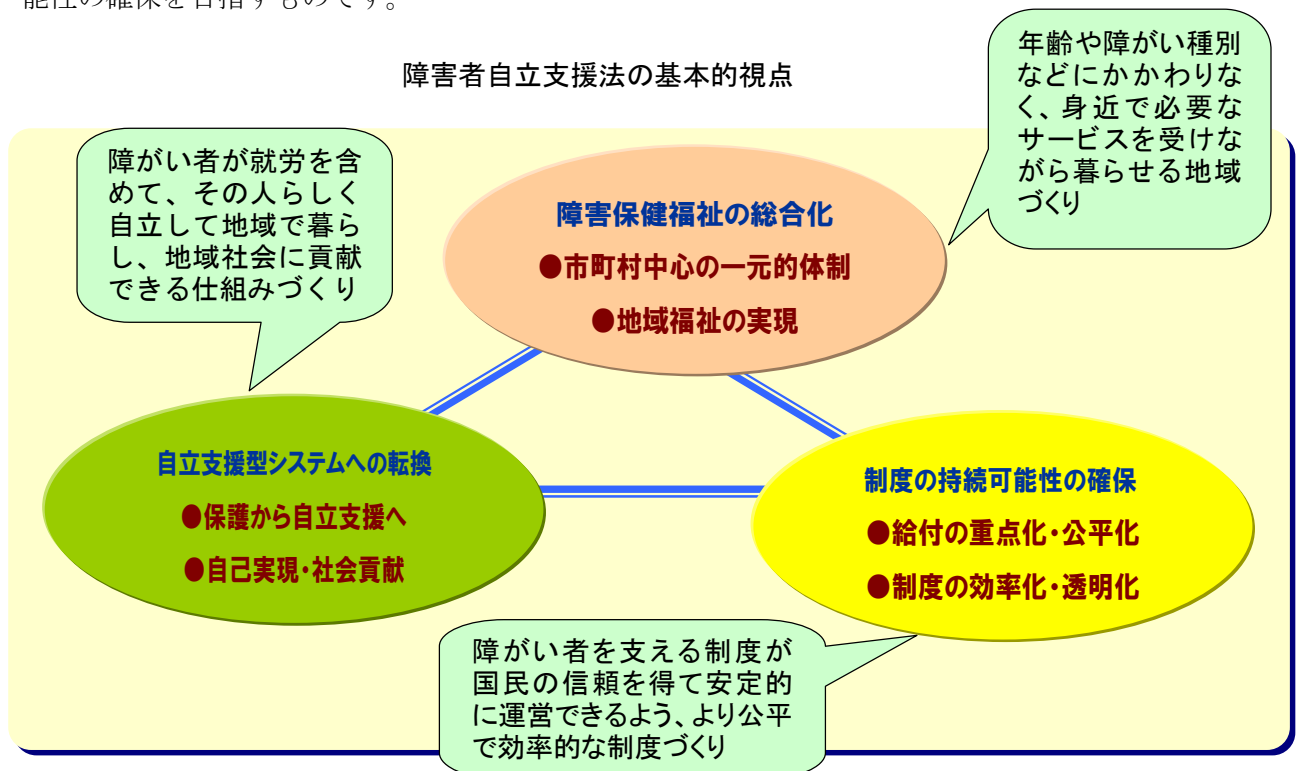
	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法(障がい児)
支援費制度の施設サービス	更生施設	更生施設	
	療護施設		
	利用者20人以上の授産施設	利用者20人以上の授産施設	
		通勤寮 国立コロニー	
支援費制度の居宅サービス	居宅介護(ホームヘルプ・ガイドヘルプ)	居宅介護(ホームヘルプ・ガイドヘルプ)	居宅介護(ホームヘルプ・ガイドヘルプ)
	デイサービス	デイサービス	デイサービス
	ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ
		グループホーム	
支援費制度外のサービス(例)	利用者20人未満の授産施設	利用者20人未満の授産施設	
	身体障害者福祉ホーム	知的障害者福祉ホーム	
	身体障害者福祉センター		
	日常生活用具の給付	日常生活用具の給付	肢体不自由児施設
	補装具の交付		盲ろうあ児施設
	更生医療の給付		知的障がい児施設
			知的障がい児通園施設
			重症心身障がい児施設
			日常生活用具の給付
			育成医療の給付

平成15年前後のこうした制度改正により、障がいのある人の福祉サービスの利用は大幅に拡大しました。しかし、当時、支援費制度については、①精神障がいのある人が対象外、②サービスの地域間格差、③就労の場として普及している「作業所」が法制度外、④国の財政負担が「義務」でないため、毎年度の予算状況により財源不足を生じるといった問題もあり、中核的な障がい者保健福祉制度としては十分な機能を果たしていないと指摘されていました。

(2) 障害者自立支援法の導入

平成17年10月、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から一部施行、同10月から本格施行されました。

これは、「障害者基本法」を軸に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を統一し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を目指すものです。



障がい者支援の法体系

障害者基本法 (障がいのある人の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (三障がい共通のサービス給付に関する事項を規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	児童福祉法
・身体障がい者の定義 ・福祉の措置など	・知的障がい者の定義 ・福祉の措置など	・精神障がい者の定義 ・措置入院など	・児童の定義 ・福祉の措置など

「障害者自立支援法」では、これまでの障がい者福祉サービスに関する制度の課題を踏まえ、「①国の負担責任が明確化されるとともに、利用者も応分の費用を負担」し、「②市町村を主体に、三障がい共通の客観的なルール、プロセスでサービスが提供され」、「③就労支援を強化し、在宅移行を一層進める」ことをうたっています。

「障害者自立支援法」による改革

これまでの制度の問題点		障害者自立支援法による改革
(1)障がい者施策の一元化を図る必要性。 ・三障がいの制度体系が分かれ、格差がある。 ・精神障がいのある人は支援費制度の対象外。 ・実施主体が都道府県、市町村に二分化。	⇒	○三障がいの制度格差を解消し、精神障がいのある人を対象に。 ○市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップ。
(2)利用者本位のサービス体系に再編する必要性。 ・障がい種別ごとに複雑な施設・事業体系である。 ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている。	⇒	○33種類の施設体系を6つの事業(生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・施設入所支援)に再区分。 ○日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大。 ○NPOなど多様な社会資源を活用する。
(3)就労支援の抜本的強化を図る必要性。 ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所し、自立生活への移行につなげていない状況にある。 ・就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない。	⇒	○新たな就労支援事業(就労移行支援・就労継続支援)を創設。 ○雇用施策との連携を強化(ハローワークが個々の障がいのある人の就労支援計画を作成)。
(4)支給決定のルール、プロセスを透明化、明確化する必要性。 ・支援の必要度を判定する客観的基準がない。 ・支給決定のプロセスが不明確である。	⇒	○支援の必要度に関する客観的な尺度(障がい程度区分)を創設。 ○市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化。
(5)安定的な財源の確保を図る必要性。 ・今後も新規利用者は急増する見込みである。 ・国の費用負担の仕組みが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である。	⇒	○国が費用の1/2を義務的に負担することで負担責任の明確化。 ○利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みに。

資料：厚生労働省

障害者自立支援法に基づくサービスは、国・都道府県・市町村が義務的に費用を負担する「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、自立支援医療、指定相談支援）と、市町村の事業に対して、国・都道府県が毎年度の予算の範囲で裁量的に財政補助を行う「地域生活支援事業」に区分されています（都道府県の事業に位置付けられ、市町村の財政負担のない「地域生活支援事業」もあります）。

また、これまでの施策体系では療護施設、更生施設、授産施設など、通所・入所の旧法に基づく施設サービスや小規模作業所が、短期間に新制度のサービスを行う体制に移行することが難しいため、平成23年度末までに、新たな体系に体制が整った施設から移行するという「新法施設移行への猶予期間」が設けられています。

障がい者自立支援法に基づくサービス体系

施行前の体系

居宅サービス

- ホームヘルプ
- デイサービス
- ショートステイ
- グループホーム

施設サービス

- 重症心身障害児施設
- 療護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 福祉工場
- 通勤寮
- 福祉ホーム
- 生活訓練施設

- 手話通訳者派遣事業
- 要約筆記奉仕員派遣事業
- 手話奉仕員・通訳者養成事業
- 点字・声の広報等発行事業
- 訪問入浴サービス事業
- 更生訓練費給付事業
- 自動車運転免許取得費補助事業など

施行後の体系

在宅生活への支援

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

介護給付

日中活動への支援

- 生活介護
- 療養介護
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）

訓練等給付

居住の場への支援

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型、B型）
- 共同生活援助（グループホーム）

介護給付

- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援

○指定相談支援（サービス利用計画の作成など）

○自立支援医療

○補装具費の支給

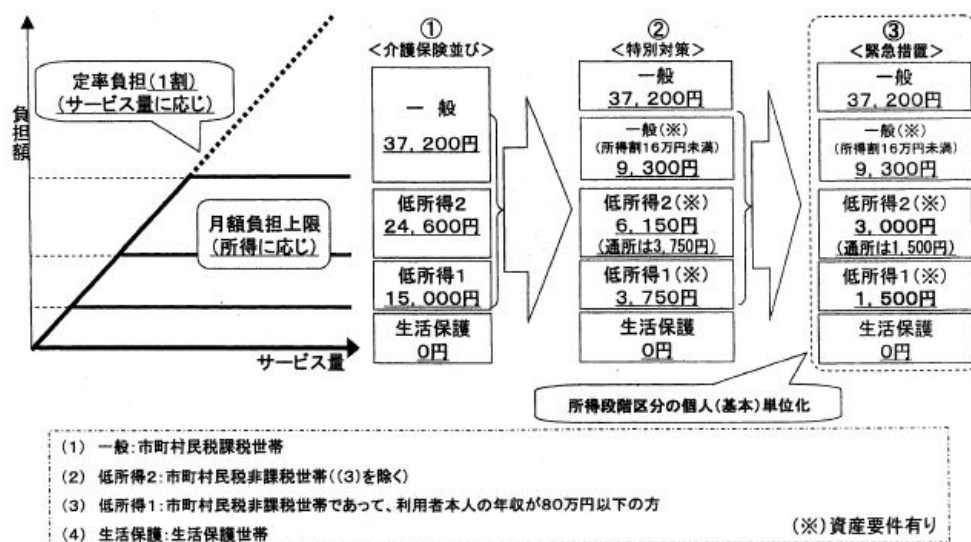
市町村地域生活支援事業

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 移動支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 地域活動支援センター事業
- 任意事業

(3) 障害者自立支援法施行後の国・県の動向

障害者自立支援法施行後、国では、平成19年度から「障害者自立支援法円滑施行『特別対策』」を、平成20年度からは「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた『緊急措置』」を実施しました。利用者負担については、低所得者世帯への月額負担上限額の軽減（特別対策・緊急措置）、個人単位を基本とした所得段階区分の設定（緊急措置）などが、事業者支援については、日割り化に伴い減収している通所サービス事業所の従前報酬額の90%保障（特別対策）や報酬単価の約4%引き上げ（緊急措置）、グループホームなどの施設改修などに対する助成（緊急措置）などが行われました。

「特別対策」と「緊急措置」による利用者負担の軽減



また、障害者自立支援法は施行3年後に全体を見直すこととされており、現在、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会を中心に、議論が進められているところです。

また、平成19年度からの内閣府の「成長力底上げ戦略構想」（わが国の成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業など）の向上を図り、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐための構想）では、各都道府県において、障がいのある人の「工賃倍増計画」を策定することがうたわれました。これは、就労継続支援事業所や授産施設などで働く障がいのある人の工賃水準の引上げに向けた、都道府県全体での基本的な考え方や取り組み方法を明らかにするもので、平成20年3月に策定された「埼玉県工賃水準パワーアップ計画」では、平成23年度の工賃額の目標を「平均2万5千円」と設定しています。

(4) 障害者自立支援法施行後の本市の状況

障害者自立支援法施行後、2年が経過した平成20年度における本市の障がい福祉サービスの利用者数（平均※注）は、居宅介護サービスが124名、日中活動系サービスが135名、短期入所が24名、居住支援46名、旧法による施設入所が81名、障がい児サービスが14名となっています。なお利用状況については、下表に示すとおりとなっています。

※注）平成20年度の利用者数などは4月から9月までの実績に基づく推計による平均値です。

障がい福祉サービス利用者数の推移

（人：年度平均）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
【障がい者サービス】		336	388	411
居宅介護	居宅介護	103 人	125 人	117 人
	重度訪問介護	3 人	5 人	4 人
	行動援護	4 人	3 人	3 人
	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
日中活動	療養介護	2 人	2 人	2 人
	生活介護	1 人	10 人	29 人
	自立訓練（機能訓練）	1 人	5 人	5 人
	自立訓練（生活訓練）	0 人	0 人	0 人
	就労移行	2 人	3 人	4 人
	就労継続（A型）	0 人	2 人	2 人
	就労継続（B型）	1 人	4 人	7 人
	児童デイサービス	0 人	0 人	0 人
	旧法施設支援費（通所）	98 人	92 人	86 人
短期入所	短期入所	3 人	12 人	24 人
居住支援	共同生活介護	5 人	5 人	7 人
	施設入所支援	3 人	14 人	27 人
	共同生活援助	4 人	8 人	12 人
旧入所	旧法施設支援費（入所）	107 人	98 人	81 人
【障がい児サービス】		14 人	14 人	14 人
居宅介護	居宅介護	13 人	12 人	12 人
	重度訪問介護	0 人	0 人	0 人
	行動援護	0 人	0 人	0 人
日中活動	児童デイサービス	0 人	0 人	0 人
短期入所	短期入所	1 人	1 人	2 人
【その他】		0 人	3 人	3 人
	計画作成費	0 人	0 人	0 人
	療養介護医療費	0 人	3 人	3 人
【合計】		350 人	404 人	428 人

（平成20年度：9月提供分まで集計し年度値を推計）

障がい福祉サービス量の推移

(時間、人日、人、件：年間量を基にした月あたり平均量)

		H18年度	H19年度	H20年度
【障がい者サービス】				
居宅介護	居宅介護	1,475 時間	2,904 時間	2,900 時間
	重度訪問介護	381 時間	401 時間	538 時間
	行動援護	42 時間	22 時間	33 時間
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
日中活動	療養介護	2 人	2 人	2 人
	生活介護	19 人日	213 人日	633 人日
	自立訓練（機能訓練）	12 人日	52 人日	41 人日
	自立訓練（生活訓練）	0 人日	0 人日	0 人日
	就労移行	10 人日	32 人日	51 人日
	就労継続（A型）	0 人日	28 人日	36 人日
	就労継続（B型）	16 人日	44 人日	112 人日
	児童デイ	0 人日	0 人日	0 人日
	旧法施設支援費（通所）	98 人	92 人	86 人
短期入所	短期入所	8 人日	46 人日	88 人日
居住支援	共同生活介護	5 人	5 人	7 人
	施設入所支援	3 人	14 人	27 人
	共同生活援助	4 人	8 人	12 人
旧入所	旧法施設支援費（入所）	107 人	98 人	81 人
【障がい児サービス】				
居宅介護	居宅介護	77 時間	198 時間	165 時間
	重度訪問介護	0 時間	0 時間	0 時間
	行動援護	0 時間	0 時間	0 時間
日中活動	児童デイサービス	0 人日	0 人日	0 人日
短期入所	短期入所	6 人日	9 人日	10 人日
【その他】		0	0	0
	計画作成費	0 人	0 人	0 人
	療養介護医療費	0 人	0 人	0 人

(平成20年度：9月提供分まで集計し年度値を推計)

また、地域生活支援事業の各事業は、障がいのある人の多様なニーズに応じて、市町村が創意工夫を図り、サービスの質・量の一層の充実に努めていくことが求められています。

なお利用状況については、下表に示すとおりとなっています。

本市の主な地域生活支援事業の利用状況

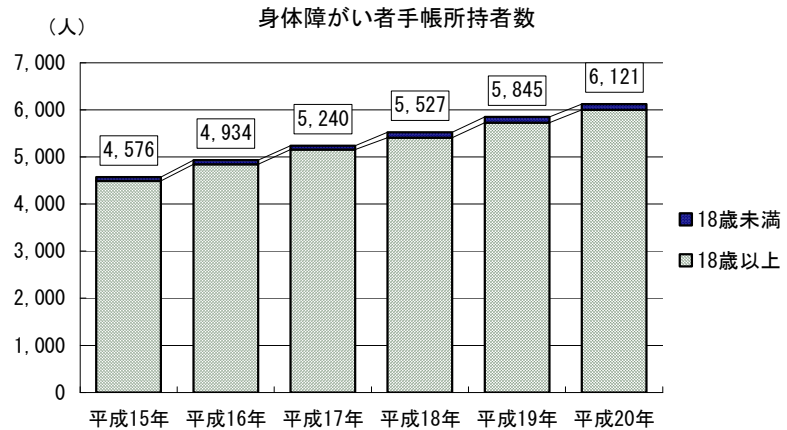
種別	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	備考
相談支援事業	月平均利用人数	474 人	527 人	520 人	地域生活支援 事業相当部分
日常生活用具給付費支給事業	年間利用件数	146 件	2,346 件	2,780 件	
コミュニケーション支援事業	月平均利用件数	92 回	88 回	93 回	
移動支援事業	月平均利用人数	34 人	35 人	62 人	
地域活動支援センター事業	月平均利用人数	361 人	297 人	283 人	
訪問入浴サービス事業	月平均利用人数	13 人	15 人	15 人	
手話通訳者養成事業	登録手話通訳者数	6 人	6 人	7 人	

第2章 障がいのある人(児)をめぐる現況

1 障がい者(児)数の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者(児)数は、平成15年以降増加傾向が続いています。平成20年には18歳以上が6,004人、18歳未満が117人、計6,121人となっています。



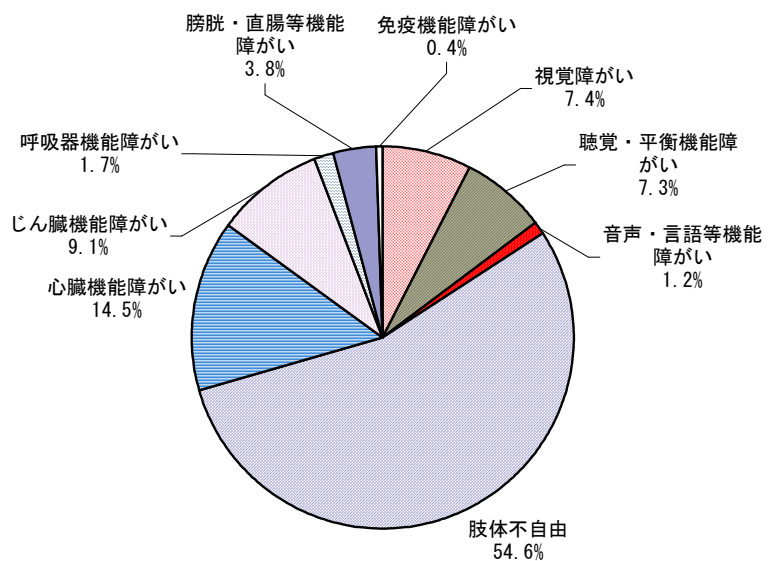
身体障がい者手帳所持者数 (人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
手帳所持者数	4,576	4,934	5,240	5,527	5,845	6,121
18歳以上	4,492	4,841	5,156	5,407	5,731	6,004
18歳未満	84	93	84	120	114	117

(各年4月1日現在)

身体障がい者手帳 障がい別交付状況 (平成20年)

平成20年の障がい別にみた手帳交付数は、肢体不自由が54.6%と最も多く、次いで心臓機能障がい14.5%、じん臓機能障がい9.1%、視覚障がい7.4%、聴覚・平衡機能障がい7.3%などとなっています。



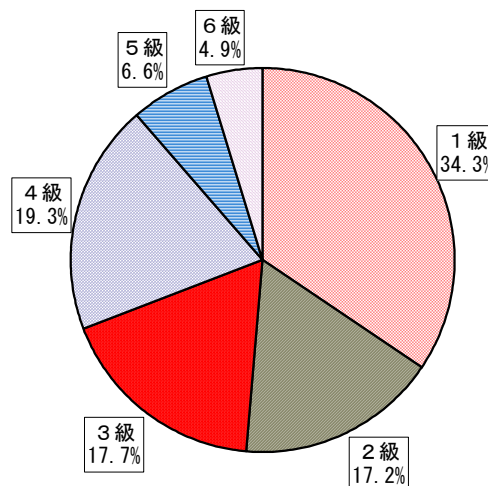
身体障がい者手帳 障がい別交付状況 (人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障がい	351	369	387	402	433	451
18歳以上	350	366	383	398	429	448
18歳未満	1	3	4	4	4	3
聴覚・平衡機能障がい	328	360	389	400	425	449
18歳以上	315	344	367	382	407	431
18歳未満	13	16	22	18	18	18
音声・言語等機能障がい	63	70	73	68	72	71
18歳以上	63	70	73	68	72	71
18歳未満	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	2,589	2,767	2,910	3,052	3,203	3,340
18歳以上	2,526	2,702	2,837	2,977	3,132	3,266
18歳未満	63	65	73	75	71	74
心臓機能障がい	649	697	764	816	846	890
18歳以上	642	688	753	796	829	872
18歳未満	7	9	11	20	17	18
じん臓機能障がい	382	418	445	485	533	559
18歳以上	382	418	445	485	532	558
18歳未満	0	0	0	0	1	1
呼吸器機能障がい	67	79	87	88	93	101
18歳以上	67	79	87	86	91	99
18歳未満	0	0	0	2	2	2
膀胱・直腸等機能障がい	143	168	199	199	215	233
18歳以上	143	168	198	198	214	232
18歳未満	0	0	1	1	1	1
免疫機能障がい	4	6	13	17	25	27
18歳以上	4	6	13	17	25	27
18歳未満	0	0	0	0	0	0

(各年4月1日現在)

さらに、障がい等級別に手帳交付数をみると、1級が34.3%、2級が17.2%、3級が17.7%、4級が19.3%などとなっています。

身体障がい者手帳 障がい等級別交付状況（平成20年）



身体障がい者手帳 障がい等級別交付状況

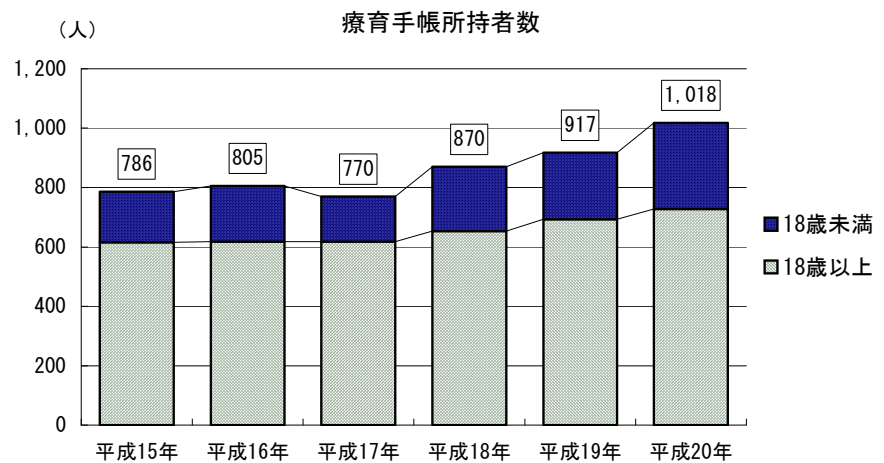
(人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
手帳所持者数	2,100	1,051	1,083	1,183	407	297
18歳以上	2,050	1,023	1,063	1,176	402	290
18歳未満	50	28	20	7	5	7

(平成20年4月1日現在)

（２）療育手帳所持者（児）数

知的障がいの療育手帳所持者（児）数は、平成17年に18歳未満でやや減少しましたが、以降、増加傾向が続き、平成20年には、18歳未満290人、18歳以上728人、計1,018人となっています。



療育手帳所持者数

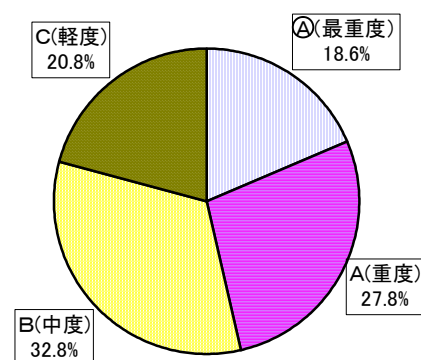
(人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
療育手帳所持者数	786	805	770	870	917	1,018
18歳以上	615	617	617	653	693	728
18歳未満	171	188	153	217	224	290

(各年4月1日現在)

また、障がい程度別にみた療育手帳交付数の推移は、基本的にいずれの障がい程度についても増加傾向にあります。平成20年の障がい程度別交付数の構成は、最重度のⒶが18.6%、重度のAが27.8%、中度のBが32.8%、軽度のCが20.8%となっています。

療育手帳 障がい程度別交付状況(平成20年)



療育手帳 障がい程度別交付状況

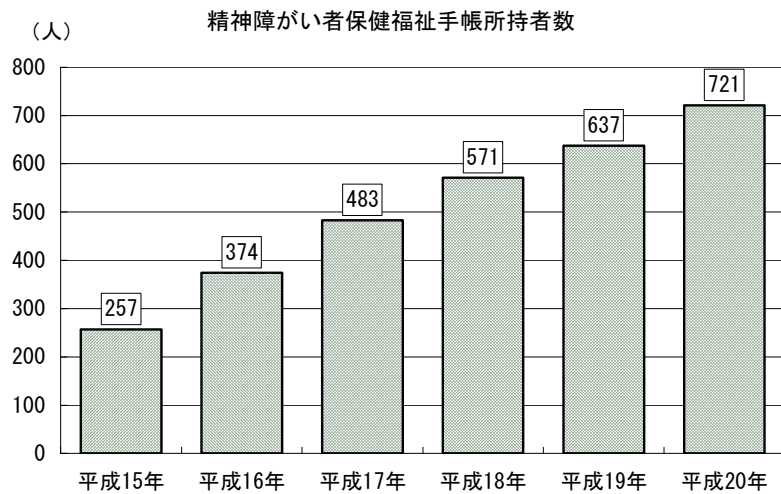
(人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
㊤(最重度)	162	161	151	170	174	189
18歳以上	137	136	136	140	148	158
18歳未満	25	25	15	30	26	31
A(重度)	225	221	230	247	262	283
18歳以上	180	181	185	194	199	203
18歳未満	45	40	45	53	63	80
B(中度)	276	279	281	289	306	334
18歳以上	203	202	197	208	223	233
18歳未満	73	77	84	81	83	101
C(軽度)	123	144	108	164	175	212
18歳以上	95	98	99	111	123	134
18歳未満	28	46	9	53	52	78

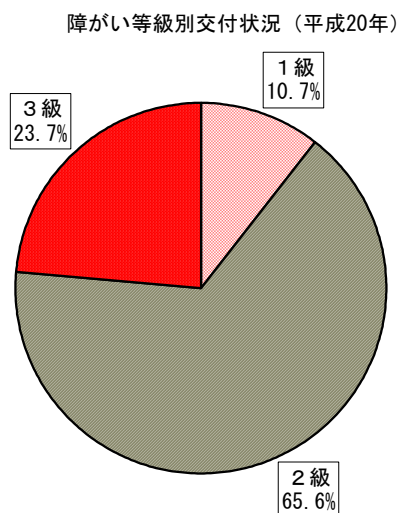
(各年4月1日現在)

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成20年には721人となっています。



また、平成20年の障がい等級別交付数の構成は、1級が10.7%、2級が65.6%、3級が23.7%となっています。



精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
手帳所持者数	257	374	483	571	637	721

(各年4月1日現在)

精神障がい者保健福祉手帳 障がい等級別交付状況 (人)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	35	48	65	71	61	77
2級	176	250	309	366	425	473
3級	46	76	109	134	151	171

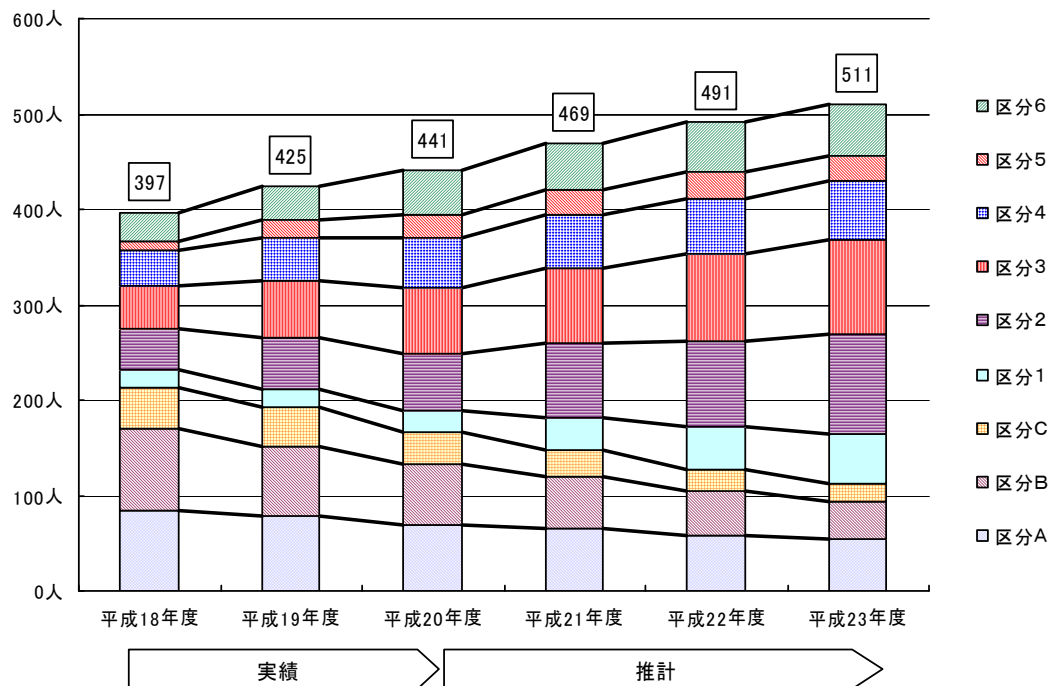
(各年4月1日現在)

(4) 障がい程度区分認定者数の状況と今後の見通し

平成18年10月以降の自立支援法に基づく障がい程度区分別認定者数の推移、及び今後の見通しは以下の図及び表に示すとおりです。実績推移は、基本的にゆるやかな増加傾向にあり、平成20年には441人となっています。これに基づいて、今後もほぼ同程度の増加傾向が続くものと見込まれます。

認定数の状況を障がい程度区分判定別にみると、平成20年では、区分3が69人ともっとも多く、次いで区分2が59人、区分4が53人などの順となっています。

認定者数の推移と今後の見通し



認定者数の推移と今後の見通し

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区分A	84	79	69	65	58	55
区分B	86	73	64	54	47	38
区分C	44	40	33	29	22	19
区分1	18	20	23	34	45	53
区分2	42	53	59	78	90	105
区分3	46	60	69	79	91	98
区分4	37	45	53	56	59	61
区分5	10	18	24	25	27	28
区分6	30	37	47	49	52	54
合計	397	425	441	469	491	511

※ 区分A、区分B、区分Cは、障害者自立支援法施行前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく指定を受けている通所又は入所施設（旧法指定施設）を利用するために必要な障がい程度区分です。

障がい別による内訳は次のとおりとなっています。

身体障がい者

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区分A	7	9	14	14	14	14
区分B	8	8	8	8	8	8
区分C	0	0	1	1	1	1
区分1	14	14	16	24	31	35
区分2	22	22	24	32	35	41
区分3	8	10	14	17	23	25
区分4	6	8	10	12	14	15
区分5	4	9	11	11	13	14
区分6	17	21	23	25	28	30
合計	86	101	121	144	167	183

知的障がい者

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区分A	77	70	55	51	44	41
区分B	78	65	56	46	39	30
区分C	44	40	32	28	21	18
区分1	2	2	2	2	2	2
区分2	8	11	13	18	21	25
区分3	27	30	34	39	43	46
区分4	30	35	40	41	42	43
区分5	6	9	13	14	14	14
区分6	13	16	24	24	24	24
合計	285	278	269	263	250	243

精神障がい者

(人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区分A	0	0	0	0	0	0
区分B	0	0	0	0	0	0
区分C	0	0	0	0	0	0
区分1	2	4	5	8	12	16
区分2	12	20	22	28	34	39
区分3	11	20	21	23	25	27
区分4	1	2	3	3	3	3
区分5	0	0	0	0	0	0
区分6	0	0	0	0	0	0
合計	26	46	51	62	74	85

だい しょう けいかく き ほんほうしん 第3章 計画の基本方針

本市では「草加市障がい者計画」で掲げた基本理念(考え方)「ノーマライゼーション」と基本目標「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」との調和を図りながら、以下の方針の下、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

1 しょう がいのあるひと じ こ けつてい じ こ せんたく そんなちよう 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障がい福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境整備を進めます。

2 ち い きせいかつ い こう しゅうろうしえん かだい たいおう 地域生活移行や就労支援などの課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

だい しょう ち いきせいかつ いっぱんしゅうろう い こう もくひょう ち 第4章 地域生活、一般就労への移行の目標値

第1期計画では、国の基本方針に基づき、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度までに「施設入所者の地域生活への移行」、「退院可能精神障がい者の地域生活への移行」、「福祉施設利用者の一般就労への移行」を達成する目標として設定しました。

第2期計画においても平成23年度の目標を踏襲するものとします。また、埼玉県では国の基本方針を軸として市町村の現状にかんがみ、目標値の設定にあたって県独自の「埼玉県指針」を示しました。これを受けるとともに本市の現状を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

1 ふくししせつにゆうしょしゃ ち いきせいかつ い こう 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、第1期障がい福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定するとしています。数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに併せて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実状に応じて目標を設定することが望ましいとしています。

また、埼玉県の指針では、入所施設の1割の522人を平成23年度までに地域生活への移行を目指すとし、施設の入所者数(入所施設定員数)については、平成23年度末までに4%以上削減を目標としています。

本市では、地域における住いの場及び日中活動の場の居住環境の整備を進めたことにより、現在の施設入所者数の15.89%(17人)の地域生活への移行を目指します。これに、自然退所や新たな施設に入所する人、ケアホーム等での対応が困難な人、施設入所が真に必要と判断される人の数を踏まえ、平成23年度末の施設入所者数を6.54%(7人)削減することを目標とします。

[平成 23 年度の目標値]

国の参酌標準（国全体の目標）	本市の目標
平成17年10月1日現在の施設入所者数を基準に、平成23年度末までに10%以上を地域での生活に移行する	平成17年10月1日現在の施設入所者数107人のうち、平成23年度末までに17人(15.89%)を地域での生活に移行する
平成17年10月1日現在の施設入所者数を基準に、平成23年度末までの施設入所者数を7%以上削減する	平成23年度末までの新規入所者を10人と見込み、平成23年度末入所者数を100人(6.54%減)まで削減する



[第1期計画]



項目	数値	考え方
現在の入所数（A）	107人	平成17年10月1日の数
【目標数値】（B） 地域生活移行	17人（15.89%）	（A）のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所 支援利用者（C）	10人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の 入所者数（D）	100人	平成23年度末の利用人員見込 （A-B+C）
【目標値】（E） 入所者削減見込	7人（6.54%）	差し引き減少見込数 （A-D）

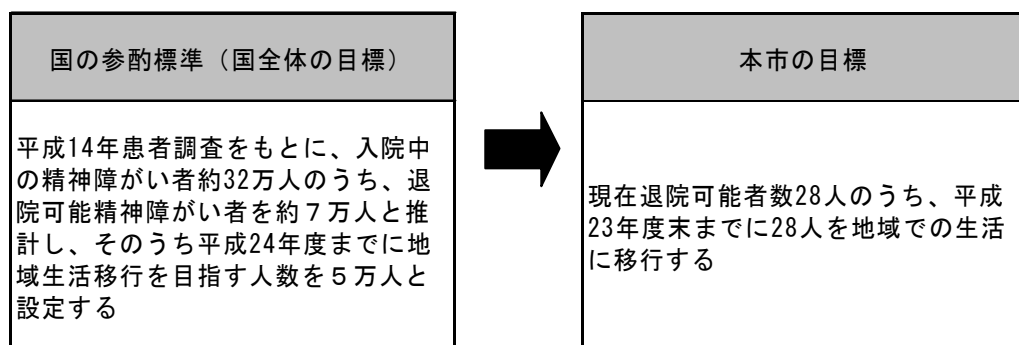
2 退院可能精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」（以下「退院可能精神障がい者」といいます。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成24年度までの退院可能精神障がい者の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障がい者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定するとしています。

また、埼玉県の指針では、平成18年6月1日現在で実施した県内精神科病院への調査より得た825人（該当者1,322人のうち介護保険対象者となる65歳以上の者497人を除く）の退院を目指し、地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めます。退院可能精神障がい者の退院促進のためには、退院後の福祉サービスの充実など支援体制の整備と併せて、医療計画に基づく地域における精神医療の提供体制の整備を同時に進めていくことが重要であるとしています。

本市では、埼玉県の目標値825人を人口按分によって暫定的に算定される人数（28人）を対象者数とし、全員の方の退院を目標とします。

[平成23年度の目標値]



[第1期計画]

項目	目標	備考
現在の退院可能者数	28人	退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	28人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

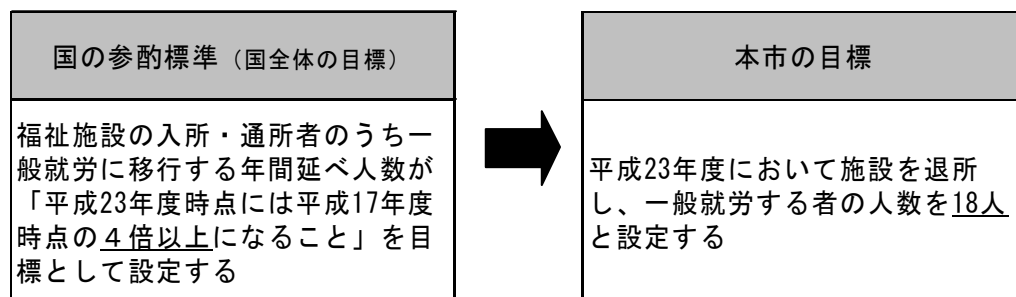
3 ふくししせつりようしゃ いっぱんしゅうろう いこう 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定するとしています。目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとしています。福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)事業の利用を目指すとしています。

また、埼玉県指針では、一般就労への移行は、平成15年社会福祉施設調査による授産施設(入所及び通所)の年間実績が全国平均1.30%であるのに対し、埼玉県では1.07%と下回っており、就労移行支援事業の実施促進や地域における就労支援体制づくりに強力に取り組む必要があり、平成17年度実績(100人)の5倍(500人)にすることを目標としています。また、平成23年度までに現時点の福祉施設利用者のうち3割がA型を利用することを目標としています。

本市では、平成17年度の一般就労への移行実績の6倍である18人を目標とします。

[平成23年度の目標値]



[第1期計画]

項目	目標	備考
現在の年間一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	18人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

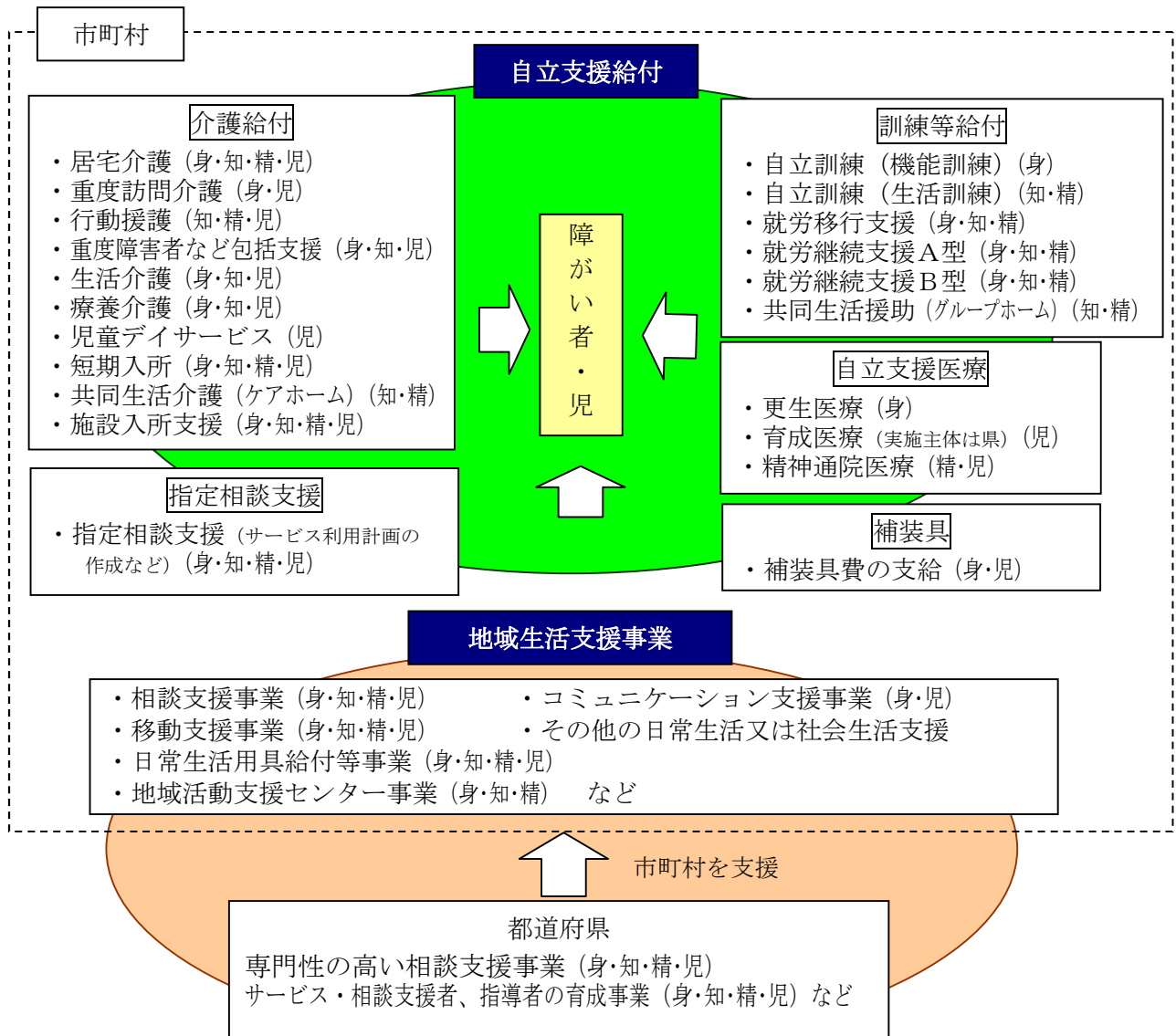
第5章 サービス量の見込みと確保策

1 障がい福祉サービスの事業体系

「障害者自立支援法」に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つのサービスに大きく分かれます。(ただし、日中活動の場や生活の場となる福祉施設については、平成23年度末まではこれまでの事業体系に基づくサービスが認められています。)

サービスの支給にあたっては、認定調査や審査会における「障がい程度区分」設定などを踏まえて、サービスの支給が決定されます。

障がい福祉計画のサービスの構成



※ () は想定されている主な対象者です。(身)は身体障がいのある人、(知)は知的障がいのある人、(精)は精神障がいのある人、(児)は障がい児を表します。記載のない方で該当するケースもありえます。

2 しょうがい福祉サービスの施策体系

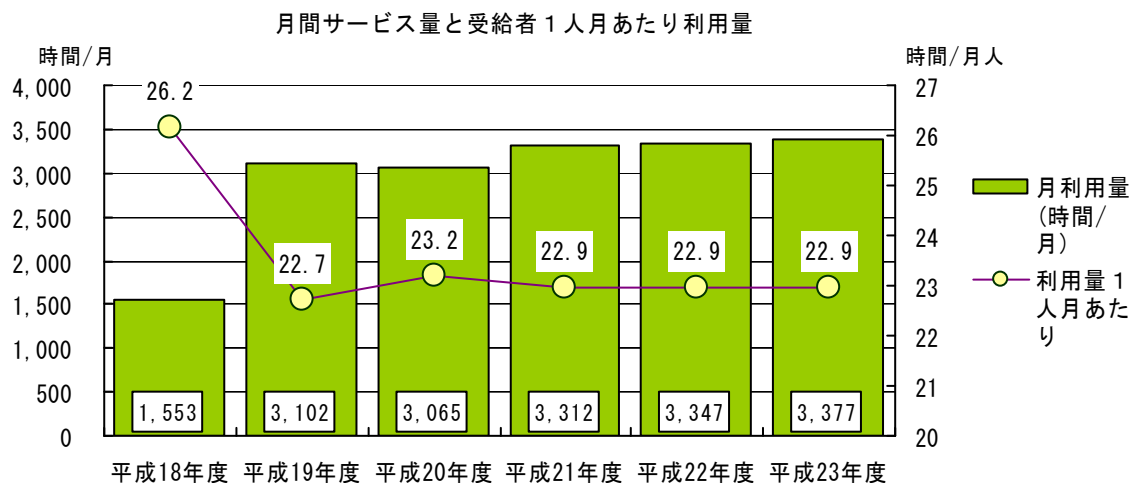


3 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」によるサービスがあります。各サービスの内容と給付実績、見込み量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障がい程度区分1以上の者

居宅介護



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

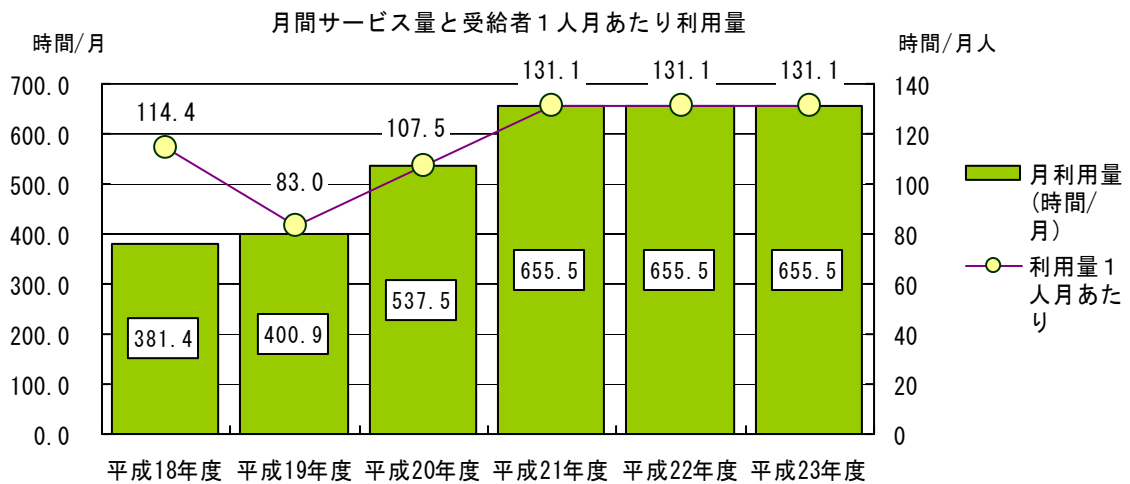
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(時間/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	165	116	70.1%	1,553	26.2
	平成19年度	186	137	73.7%	3,102	22.7
	平成20年度	183	128	70.2%	3,065	23.2
見込み	平成21年度	194	144	74.3%	3,312	22.9
	平成22年度	198	146	73.5%	3,347	22.9
	平成23年度	202	147	72.8%	3,377	22.9

【給付実績と見込みについて】

今後の給付率は70%をやや上回る水準で推移すると見込みました。また、1人月当たりの利用量は平成19年度、平成20年度の平均である22.9時間で推移することを前提としました。月利用時間は、平成20年度の3,065時間から平成23年度の3,377時間に増加すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。	障がい程度区分4以上の者

重度訪問介護



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

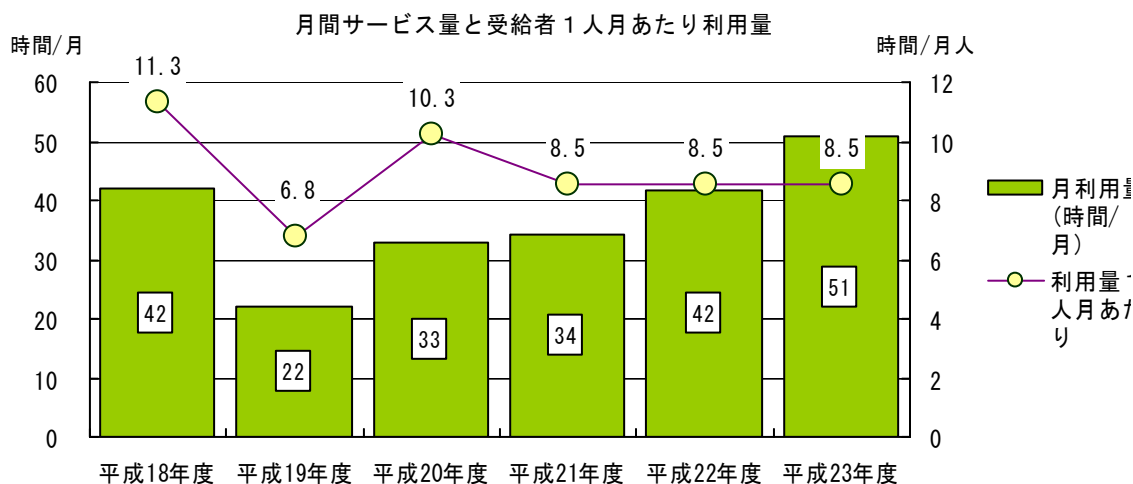
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(時間/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	5	3	66.7%	381.4	114.4
	平成19年度	6	5	77.3%	400.9	83.0
	平成20年度	6	5	87.3%	537.5	107.5
見込み	平成21年度	6	5	83.3%	655.5	131.1
	平成22年度	6	5	83.2%	655.5	131.1
	平成23年度	6	5	84.8%	655.5	131.1

【給付実績と見込みについて】

今後の1人月当たりの利用量は平成20年度の支給決定平均時間数131時間で推移することを前提としました。月利用時間は、平成20年度の537.5時間から平成23年度には655.5時間に増加すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助の必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障がい程度区分3以上の者

行動援護



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(時間/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	6	4	64.3%	42	11.3
	平成19年度	6	3	56.9%	22	6.8
	平成20年度	8	3	38.8%	33	10.3
見込み	平成21年度	9	4	43.1%	34	8.5
	平成22年度	10	5	48.5%	42	8.5
	平成23年度	11	6	55.3%	51	8.5

【給付実績と見込みについて】

1人月当たりの利用量は平成19年度、平成20年度の平均である8.5時間で推移することを前提としました。月利用時間は、平成20年度の33時間から平成23年度には51時間に増加すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障がい程度区分6の者

※このサービスの給付実績はありません。

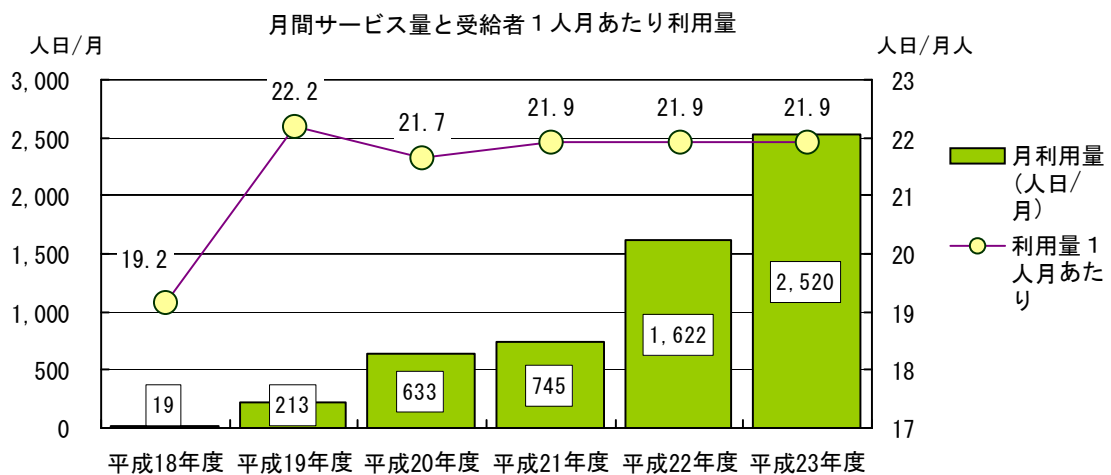
在宅生活を支援するサービスを確保するための方策
草加市をサービス提供地域とする事業所数は 55 事業所であり、これに対し利用実績は 22 事業所であることから、サービス見込み量は確保できるものと考えられます。しかし、利用者からは在宅生活を支えるうえで質の高いサービスを持続的に求められており、利用者ニーズの動向を注視しつつ、サービス事業者と連携を図り、サービスの質の維持・向上に取り組めます。

4 日中活動への支援

日中活動を支援するため、「生活介護」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」によるサービスがあります。各サービスの内容と給付実績、見込み量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
生活介護	自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障がい程度区分 3 (50 歳以上は区分 2) 以上の者

生活介護



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

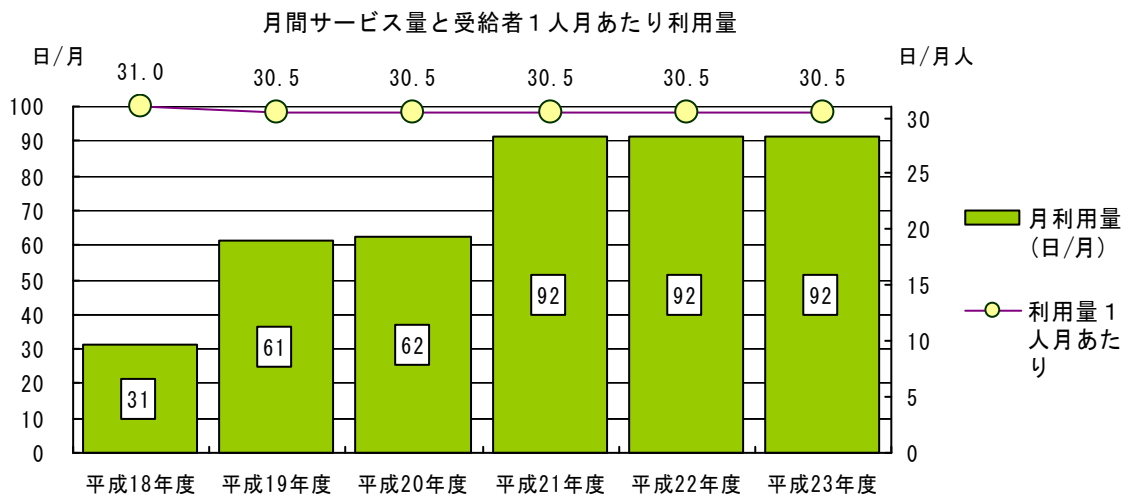
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(人日/月)	利用量 1 人月あたり
実績	平成18年度	2	1	50.0%	19	19.2
	平成19年度	10	10	97.5%	213	22.2
	平成20年度	30	29	99.3%	633	21.7
見込み	平成21年度	34	34	100.0%	745	21.9
	平成22年度	74	74	100.0%	1,622	21.9
	平成23年度	115	115	100.0%	2,520	21.9

【給付実績と見込みについて】

平成19年度、平成20年度と月利用量を多く見込んでいましたが、新体系事業移行する旧体系事業施設が予想より少なかったため、残りの旧体系事業施設が平成21年度から平成23年度に集中して生活介護事業施設に事業移行が進むと勘案し、平成20年度の633人日から平成23年度の2,520人日に増加すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
療養介護	自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障がい程度区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい程度区分5の者

療養介護



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	2	2	100.0%	31	31.0
	平成19年度	3	2	80.0%	61	30.5
	平成20年度	2	2	100.0%	62	30.5
見込み	平成21年度	3	3	100.0%	92	30.5
	平成22年度	3	3	100.0%	92	30.5
	平成23年度	3	3	100.0%	92	30.5

【給付実績と見込みについて】

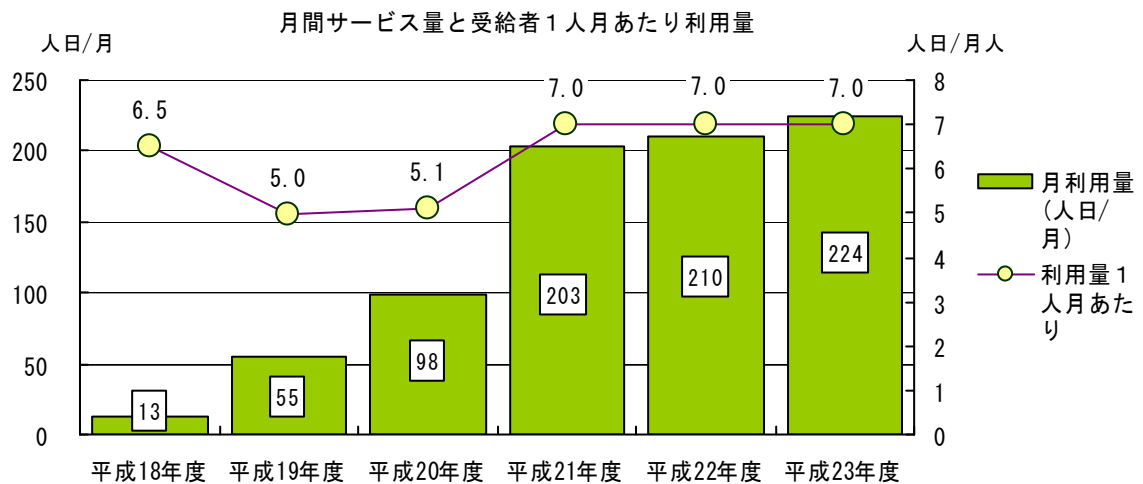
平成21年度以降、受給者数は3人となり、月利用時間は、平成21年度以降92日で推移すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容
児童デイサービス	自立支援給付 (介護給付)	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練当を行います。

※このサービスの給付実績はありません。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
短期入所	自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障がいのある人(児)の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	障がい程度区分1以上の者

短期入所



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

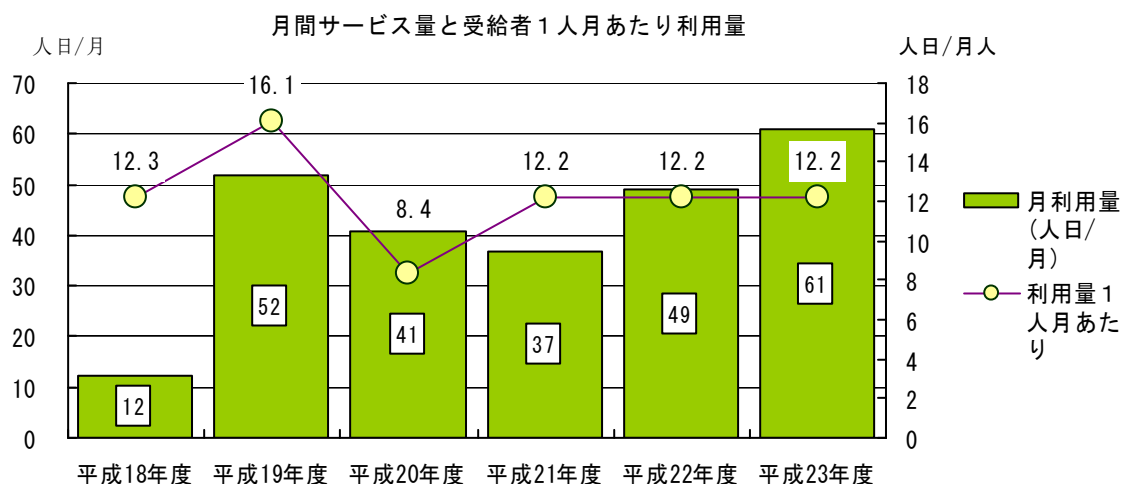
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(人日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	76	4	5.3%	13	6.5
	平成19年度	82	13	16.0%	55	5.0
	平成20年度	94	26	27.6%	98	5.1
見込み	平成21年度	99	29	29.3%	203	7.0
	平成22年度	101	30	29.7%	210	7.0
	平成23年度	103	32	31.1%	224	7.0

【給付実績と見込みについて】

平成19年度、平成20年度では家族の状況及び施設入所のための状況把握などの理由から利用量が増加となりました。見込み量については、1人月当たり7人日で推移することを前提とし、平成23年度は224人日と見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容		対象者
自立訓練	自立支援給付 (訓練等給付)	機能 訓練	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な身体障がい者
		生活 訓練	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な知的・精神障がい者

自立訓練（機能訓練）



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者 数(人)	受給者数 (人)	給付率(%)	月利用量 (人日/月)	利用量1人 月あたり
実績	平成18年度	1	1	100.0%	12	12.3
	平成19年度	5	5	100.0%	52	16.1
	平成20年度	11	5	40.6%	41	8.4
見込み	平成21年度	14	3	21.9%	37	12.2
	平成22年度	15	4	26.5%	49	12.2
	平成23年度	17	5	30.0%	61	12.2

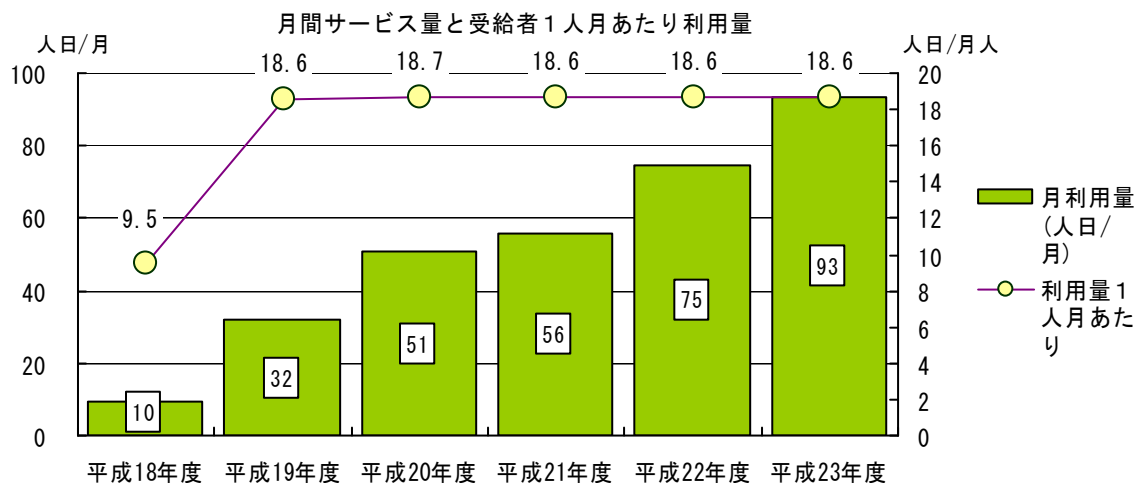
【給付実績と見込みについて】

平成21年度以降、1人月当たり利用量は平成19年度、平成20年度の平均である12.2人日で推移することを前提としました。月利用時間は、受給者数の増加により、平成20年度の41人日から平成23年度には61人日に増加すると見込みました。

※なお、「生活訓練」サービスの給付実績はありません。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
就労移行支援	自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場探しなどを通じ適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の者

就労移行支援



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

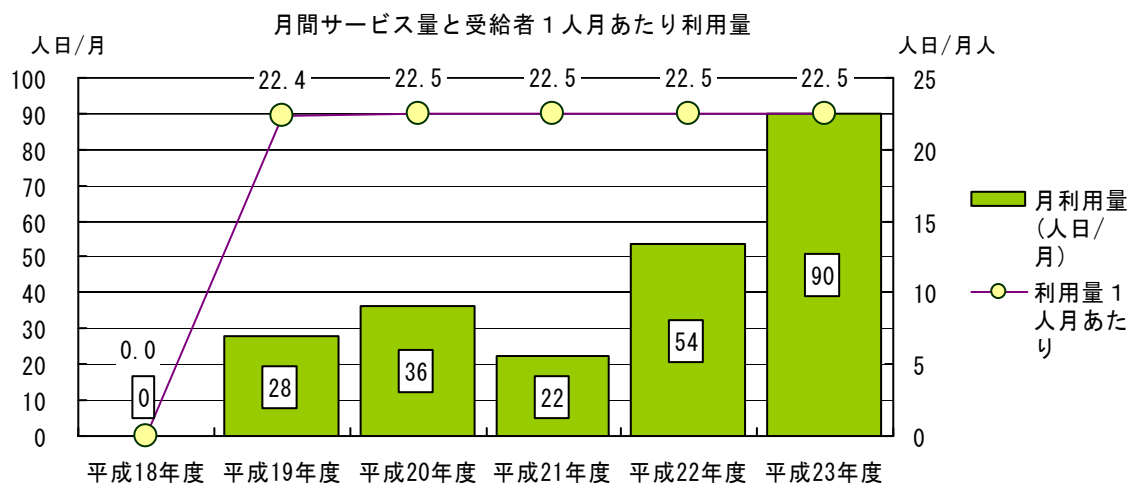
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(人日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	2	2	100.0%	10	9.5
	平成19年度	4	3	75.0%	32	18.6
	平成20年度	4	4	100.0%	51	18.7
見込み	平成21年度	4	3	75.0%	56	18.6
	平成22年度	5	4	83.1%	75	18.6
	平成23年度	5	5	100.0%	93	18.6

【給付実績と見込みについて】

平成21年度以降、1人月当たり利用量は平成19年度、平成20年度の平均である18.6人日で推移することを前提としました。月利用時間は、受給者数の増加により、平成20年度の51人日から平成23年度には93人日に増加すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
就労継続支援（A型）	自立支援給付（訓練等給付）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、特別支援学校を卒業、又は施設を退所後、就労を希望するが雇用に結びつかなかった者

就労継続支援（A型）



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

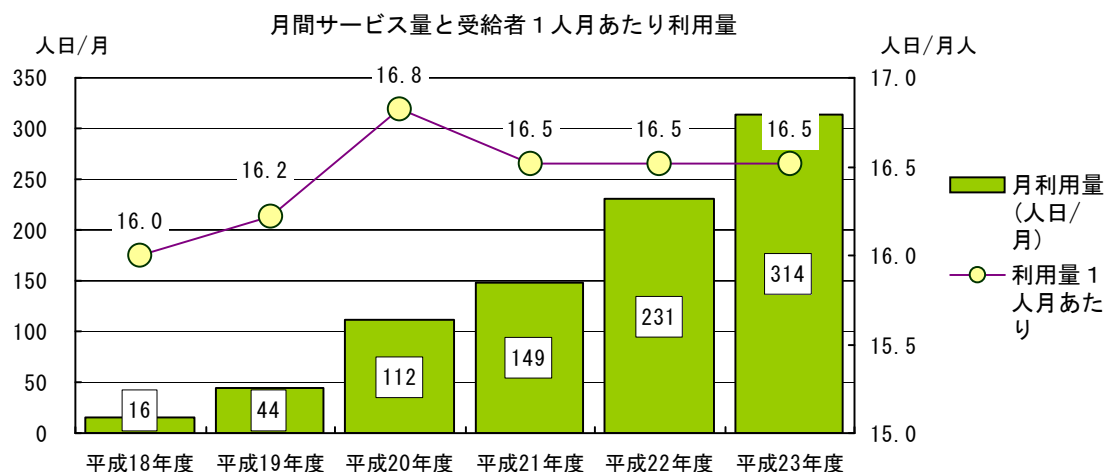
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(人日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	0	0	0.0%	0	0.0
	平成19年度	1	1	100.0%	28	22.4
	平成20年度	2	2	100.0%	36	22.5
見込み	平成21年度	2	1	43.7%	22	22.5
	平成22年度	2	2	96.9%	54	22.5
	平成23年度	4	4	100.0%	90	22.5

【給付実績と見込みについて】

平成21年度以降、1人月当たり利用量は平成19年度、平成20年度の平均である22.5人日で推移することを前提としました。月利用量は、平成20年度の36人日から平成23年度には90人日に増加すると見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
就労継続支援（B型）	自立支援給付（訓練等給付）	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

就労継続支援（B型）



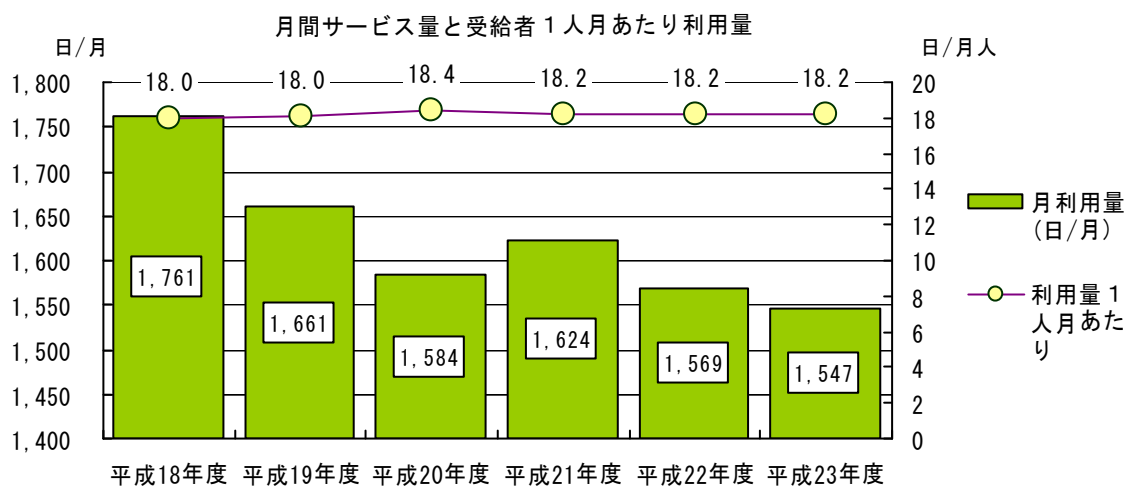
(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(人日/月)	利用量 1 人月あたり
実績	平成18年度	1	1	100.0%	16	16.0
	平成19年度	5	4	89.8%	44	16.2
	平成20年度	7	7	92.6%	112	16.8
見込み	平成21年度	9	9	100.0%	149	16.5
	平成22年度	14	14	100.0%	231	16.5
	平成23年度	19	19	100.0%	314	16.5

【給付実績と見込みについて】

平成21年度以降、受給者数を 9 人、14 人、19 人と増加するものと見込みました。1 人月当たり利用量は平成19年度、平成20年度の平均である16.5人日で推移することを前提としました。月利用量は、平成20年度の112人日から平成23年度には314人日に増加すると見込みました。

旧法施設支援費（通所）



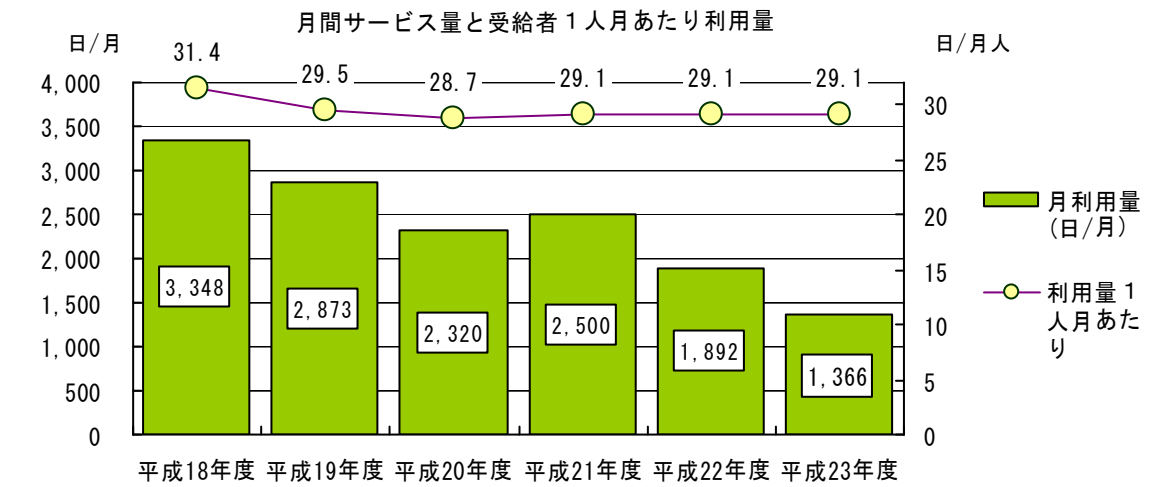
(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者 数(人)	受給者数 (人)	給付率(%)	月利用量 (日/月)	利用量 1 人 月あたり
実績	平成18年度	99	98	98.5%	1,761	18.0
	平成19年度	95	92	97.0%	1,661	18.0
	平成20年度	88	86	97.9%	1,584	18.4
見込み	平成21年度	89	89	100.0%	1,624	18.2
	平成22年度	86	86	100.0%	1,569	18.2
	平成23年度	85	85	100.0%	1,547	18.2

【給付実績と見込みについて】

平成21年度以降の受給者数を現状程度で推移すると見込み、月利用量も平成20年度とほぼ同水準の1,600日前後で推移すると見込みました。

旧法施設支援費（入所）



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	107	107	99.8%	3,348	31.4
	平成19年度	98	98	99.9%	2,873	29.5
	平成20年度	82	81	99.2%	2,320	28.7
見込み	平成21年度	86	86	100.0%	2,500	29.1
	平成22年度	65	65	100.0%	1,892	29.1
	平成23年度	47	47	100.0%	1,366	29.1

【給付実績と見込みについて】

平成20年度までは新法施設へ移行した施設が少なかったため、見込み数を上回る実績となっております。平成23年度末が新法施設への移行期限であることから、平成21年度以降は徐々に新法施設への移行が増加すると見込み、平成23年度の受給者数は現状の6割程度と見込みました。

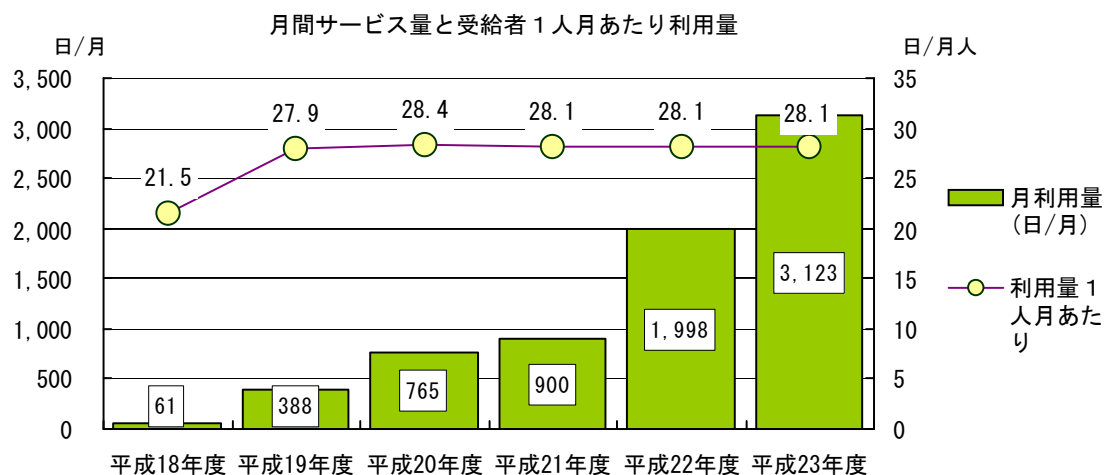
日中活動を支援するサービスを確保するための方策
新体系への移行が進む中、各自治体と連携による体制の充実とサービス提供の基盤整備を図る必要があります。利用者の意向に沿った質の高いサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズの動向及びサービス提供事業者の移行に関する動向などを注視しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

5 きょじゅう ば しえん 居住の場への支援

居住の場への支援には、「施設入所支援」、「共同生活介護(ケアホーム)」、「共同生活援助(グループホーム)」があります。各サービスの内容と給付実績、見込み量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
施設入所支援	自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障がい程度区分4(50歳以上は区分3)以上の者

施設入所支援



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

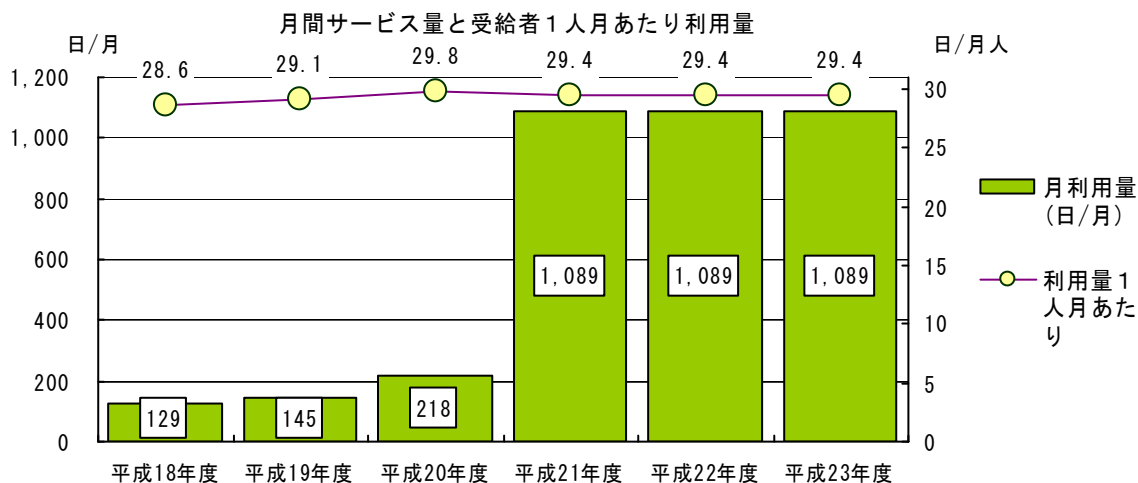
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(日/月)	利用量1人月あたり(日/月人)
実績	平成18年度	5	3	74.1%	61	21.5
	平成19年度	14	14	102.0%	388	27.9
	平成20年度	27	27	100.8%	765	28.4
見込み	平成21年度	32	32	100.0%	900	28.1
	平成22年度	71	71	100.0%	1,998	28.1
	平成23年度	111	111	100.0%	3,123	28.1

【給付実績と見込みについて】

平成20年度までは、新法施設への移行をした施設数に応じた利用実績となっております。平成21年度以降の受給者数については、旧法施設からの移行期限を考慮し、大幅な増加を見込みました。1人月当たりの利用量は、平成19年度、平成20年度平均の28.1日で推移することを前提としました。月利用量は、平成20年度の765日から平成23年度には3,123日へ増加を見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
共同生活介護 (ケアホーム)	自立支援給付 (介護給付)	日中は就労継続支援又は生活介護などの日中活動サービスを利用している知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、入浴・排泄・食事の介護などを行います。	障がい程度区分2以上の者

共同生活介護



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

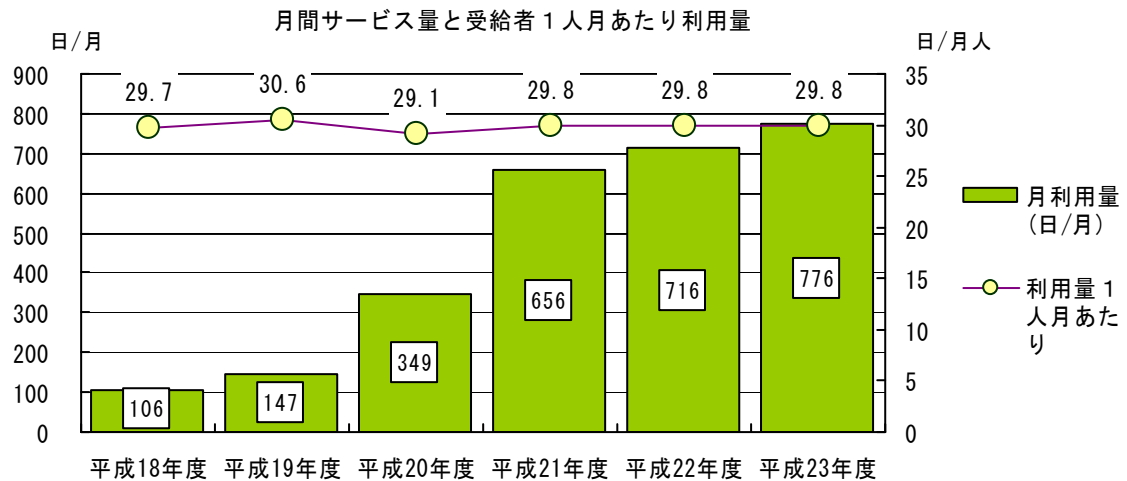
		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	5	5	100.0%	129	28.6
	平成19年度	5	5	100.0%	145	29.1
	平成20年度	7	7	99.1%	218	29.8
見込み	平成21年度	37	37	100.0%	1,089	29.4
	平成22年度	37	37	100.0%	1,089	29.4
	平成23年度	37	37	100.0%	1,089	29.4

【給付実績と見込みについて】

共同生活介護(ケアホーム)の平成20年度までの利用者数については、ほぼ計画に近い人数で推移しました。また、サービス量の見込みについては、地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、平成21年度に市内に開設が予定されている施設の利用者の定員を勘案して見込みました。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者

共同生活援助



(平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計)

		支給決定者数(人)	受給者数(人)	給付率(%)	月利用量(日/月)	利用量1人月あたり
実績	平成18年度	5	4	83.3%	106	29.7
	平成19年度	8	8	95.2%	147	30.6
	平成20年度	12	12	100.0%	349	29.1
見込み	平成21年度	22	22	100.0%	656	29.8
	平成22年度	24	24	100.0%	716	29.8
	平成23年度	26	26	100.0%	776	29.8

【給付実績と見込みについて】

共同生活援助(グループホーム)の平成20年度までの利用者数については、ほぼ計画に近い人数で推移しました。また、サービス量の見込みについては、地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、平成20年度に市内に開設した施設の利用者数を勘案して見込みました。

居住の場への支援サービスを確保するための方策

「施設入所支援」については、多くの利用者は市外施設を利用しています。こうした現状から、各自治体と連携しながら、広域的な視点から新体系への円滑な移行と質の高いサービス提供の推進に取り組みました。「共同生活介護(ケアホーム)」及び「共同生活援助(グループホーム)」については、知的障がいのある人や精神障がいのある人の生活の場としてのニーズが高まっている現状から、施設入所者の地域生活への移行や退院可能な精神障がいのある人の意向及び動向を注視しつつ、計画的な整備を図ります。

6 そうだんしえん 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に指定相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、見込み量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
指定相談支援	自立支援給付 (サービス利用 計画作成費)	障がい福祉サービスの利用に関する調整を行うことが難しい方に代わって相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行います。	①設退所などに伴い集中的に支援が必要な者 ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族などの障がい、疾病などのため、自ら障がい福祉サービス事業者などとの連絡調整を行うことが困難である者 ③重度障害者等包括支援の対象者であるが、重度障害者等包括支援の支給決定を受けず、重度訪問介護など他の障がい福祉サービス（共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く）を利用する者

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス利用計画作成	0 人	0 人	0 人	0 人	6 人	12 人

相談支援サービスを確保するための方策
計画的な支援を必要とする利用者には、サービス利用のあっせん・調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう調整を図ります。

7 自立支援医療及び補装具

自立支援医療は、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があり、自立支援給付と同様に、利用者負担は医療費の1割です。

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。自立支援給付と同様に、利用者負担は医療費の1割です。

各サービスの内容と給付実績、見込み量については次のとおりです。

給付の種類	内 容		対象者
自立支援医療費	精神通院医療	精神疾患により病院などに通院する際にかかった医療費の自己負担部分が10%になります。	精神疾患により通院医療を受けている者
	更生医療	身体に障がいのある人に対し、障がいの程度を軽減もしくは除去するために行う医療です。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
精神通院医療	2,515 人	2,239 人	2,170 人	2,174 人	2,179 人	2,183 人
更生医療	68 人	69 人	72 人	75 人	78 人	81 人

*平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計

給付の種類	内 容	対象者
補装具費	身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障がい者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

8 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

地域生活支援事業には「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」の必須事業と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込み量については次のとおりです。

サービス名	内 容		対象者
相談支援事業	相談支援	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用するすべての障がい者
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として設置します。	

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業 (実施か所数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
地域自立支援協議会 (実施の有無)	無	無	無	準備※	有	有

※ 地域自立支援協議会については、県のアドバイザーを招いて協議会のあり方、構成団体などを協議するなど、平成22年度の設立に向けて調査・研究を進めます。

相談支援サービスを確保するための方策
相談支援事業の事業者につきましては、これまでの事業実績なども勘案し、利用者の必要に応じた対応ができる事業者の確保を図ります。
地域自立支援協議会につきましては、相談支援事業の円滑な推進を図るため設置を進めます。

サービス名	内 容		対象者
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
	手話通訳者設置事業		
	要約筆記奉仕員派遣事業		

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	68 人	71 人	75 人	79 人	83 人	87 人
	1,102 件	1,046 件	1,113 件	1,113 件	1,123 件	1,133 件
手話通訳者設置事業 (設置者数)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
要約筆記奉仕員派遣事業	3 件	12 件	17 件	20 件	23 件	26 件

*平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計

サービス名	内 容 例		対象者
日常生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子	在宅の身体障がい者又は最重度の知的障がい者
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具	
	在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具	
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具	
	排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成	

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	4 件	9 件	11 件	7 件	9 件	9 件
自立生活支援用具	15 件	20 件	26 件	20 件	22 件	23 件
在宅療養等支援用具	4 件	6 件	7 件	6 件	7 件	7 件
情報・意思疎通支援用具	41 件	27 件	30 件	32 件	30 件	31 件
排泄管理支援用具	80 件	2,282 件	2,704 件	2,767 件	2,800 件	2,850 件
住宅改修費	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

*平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施か所数	3 か所	4 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
実利用者数	34 人	35 人	62 人	66 人	70 人	74 人
延べ利用時間数	1,235 時間	1,337 時間	1,774 時間	1,837 時間	1,949 時間	2,060 時間

*平成 20 年度、9 月提供分まで集計し年度値を推計

サービス名	事 業 内 容 など			対象者
地域活動 支援セン ター事業	機 能 強 化 事 業	I 型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	精神障がい者
		II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	身体障がい者、知的障がい者のうち18歳以上の者
		III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	障がい者

		実績			見込み		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
I 型	利用者数	88 人	86 人	90 人	110 人	120 人	135 人
	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
II 型	利用者数	25 人	39 人	30 人	33 人	36 人	40 人
	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
III 型	利用者数	—	—	—	—	—	60 人
	実施か所数	—	—	—	—	—	1 か所

*平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計

サービス名	内 容		対象者
任意事業	訪問入浴サービス事業	自力又は家族の介護のみでは入浴できない重度の身体障がいのある人を対象に月3回まで、訪問による入浴サービスを行います。	15歳以上65歳未満で、介護保険の対象とならない重度の身体障がい者
	手話奉仕員・通訳者養成事業	視覚、聴覚及び言語に障がいのある人への情報提供・社会参加促進を支援するため、手話奉仕員・通訳者、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を促進するとともに点字、声の広報などを発行します。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業		
	点字・声の広報等発行事業		
	福祉タクシー・自動車燃料費補助	移動困難な障がいのある人の自立した生活や社会参加を促すために、初乗り料金相当額を助成するタクシー利用券を交付、又は、同額の自動車燃料費の補助をします。福祉タクシー、自動車燃料費のどちらか一方のみの選択制です。	身体障がい者手帳1～3級（上肢3級のみを除く）、療育手帳 ㊤・A・B、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の者
	更生訓練費給付事業	障がいのある人の社会復帰を図るため、自立訓練事業又は就労移行支援事業の利用者及び旧法施設の入所者又は通所者に更生訓練費を支給します。	自立訓練事業又は就労移行支援事業の利用者及び旧法施設支援の更生訓練を受けている者
	スポーツ、レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人と市民の交流を図るとともに、参加者相互の理解と親睦を深めるため、障がい者交流運動会を開催します。	市民
	自動車免許取得費補助事業	障がいのある人の自立更生を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障がい者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、自立更生の促進が見込まれる者
	自動車改造費補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるように自動車を改造する場合に補助金を交付します。	障がい者手帳の交付を受けている者又は生計を一にする者であって、就労などに伴い自ら運転する自動車の一部を改造する者

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	13 人	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

	実績			見込み		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者養成事業 (養成講座修了者数)	0 人	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人
点訳奉仕員・朗読奉仕員 養成事業	22 人 (朗読)	5 人 (点訳)	20 人 (朗読)	20 人 (点訳)	20 人 (朗読)	20 人 (点訳)
福祉タクシー補助	1, 907 人	1, 978 人	2, 093 人	2, 177 人	2, 254 人	2, 314 人
自動車燃料費補助	1, 810 人	1, 897 人	2, 015 人	2, 091 人	2, 164 人	2, 221 人
更生訓練費給付事業	4 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
スポーツ、レクリエーシ ョン教室開催等事業	144 人	264 人	264 人	300 人	300 人	300 人
自動車免許取得費補助 事業	1 人	1 人	3 人	2 人	3 人	3 人
自動車改造費補助事業	0 人	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人

*平成20年度、9月提供分まで集計し年度値を推計

地域生活支援事業のサービスを確保するための方策
地域生活支援事業につきましては、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスを必要とされる人へ実績などを勘案し、委託先として適切な事業者を選定しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

